

令和7年（2025年）

第1回定例会

議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111
内線 4717・4719

第1版 2025.2.13 調製

令和 7 年(2025年)第 1 回町田市議会定例会日程一覧表

※ 2 月 13 日 (木) 告示 議案配付 議会運営委員会

※ 2 月 17 日 (月) 正午 一般質問通告締切

※ 2 月 17 日 (月) 午後 2 時～午後 5 時
2 月 18 日 (火) 午前 10 時～午後 5 時

] 一般質問打ち合わせ

月	日	曜日	会 議 種 別	摘 要	備 考
2	20	木	本 会 議 議会運営委員会	令和 6 年度包括外部監査の結果報告書の説明について 報告第 1 号 ———— 提案理由説明 — 質疑 — 表決 第 34 号議案、第 39 号議案 — 提案理由説明 — 質疑 — 付託 第 1 号議案～第 7 号議案 — 提案理由説明 — 質疑 — 付託	請願・陳情受付締切 午後 5 時
			常任委員会	総務・健康福祉・文教社会・建設	4 常任委員会同時開催
	21	金	本 会 議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 ———— 質疑 — 表決 市長の施政方針 第 8 号議案～第 33 号議案、 第 35 号議案～第 37 号議案、 第 40 号議案 ———— 提案理由説明 第 38 号議案 ———— 提案理由説明 — 質疑 — 表決	
	22	⊕			
	23	Ⓜ			
	24	Ⓜ			
	25	火	議案説明会		
	26	水	全員協議会		代表・個人質疑通告締切 午後零時 50 分
3	27	木	議 事 整 理		
	28	金	議 事 整 理		
	1	⊕			
	2	Ⓜ			
	3	月	議 事 整 理		
	4	火	議 事 整 理		
	5	水	本 会 議 議会運営委員会	第 15 号議案～第 33 号議案、 第 35 号議案～第 37 号議案、 第 40 号議案 ———— 質疑 — 付託 第 8 号議案～第 14 号議案 ———— (代表・個人) 請願及び陳情の付託報告	議員提出議案提出締切 午後零時 50 分
	6	木	常任委員会	文教社会・建設	
	7	金	常任委員会	文教社会・建設	
	8	⊕			
	9	Ⓜ			
	10	月	常任委員会	総務・健康福祉	
	11	火	常任委員会	総務・健康福祉	
	12	水	本 会 議	一般質問	

3	13	木	本 会 議	一般質問	
	14	金	本 会 議	一般質問	
	15	⊕			
	16	Ⓜ			
	17	月	本 会 議	一般質問	
	18	火	本 会 議	一般質問	
	19	水	議 事 整 理		
	20	Ⓣ			
	21	金	議 事 整 理		委員会提出議案提出締切 午後零時５０分 即決請願・委員会提出の 議員提出議案提出締切 午後零時５０分
	22	⊕			
	23	Ⓜ			
	24	月	議 事 整 理		
	25	火	議 事 整 理		
	26	水	議 事 整 理		
	27	木	本 会 議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 ————— 質疑 — 表決 議員提出議案 ————— 提案理由説明 — 質疑 — 表決 請願及び陳情の付託報告	

令和7年第1回定例会は、2月20日（木）に招集され、3月27日（木）までの36日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算14件、条例19件、その他が8件の予定です。

予算案は、令和6年度（2024年度）町田市一般会計補正予算（第5号）など、条例案は、町田市外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例などが審議される予定です。

◆ 議案の内容 ◆

第 1 号議案	令和6年度（2024年度）町田市一般会計補正予算（第5号）
第 2 号議案	令和6年度（2024年度）町田市国民健康保険事業会計補正予算（第3号）
第 3 号議案	令和6年度（2024年度）町田市介護保険事業会計補正予算（第3号）
第 4 号議案	令和6年度（2024年度）町田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）
第 5 号議案	令和6年度（2024年度）町田市鶴川駅南土地区画整理事業会計補正予算（第2号）
第 6 号議案	令和6年度（2024年度）町田市下水道事業会計補正予算（第2号）
第 7 号議案	令和6年度（2024年度）町田市病院事業会計補正予算（第2号）
第 8 号議案	令和7年度（2025年度）町田市一般会計予算
第 9 号議案	令和7年度（2025年度）町田市国民健康保険事業会計予算
第10号議案	令和7年度（2025年度）町田市介護保険事業会計予算
第11号議案	令和7年度（2025年度）町田市後期高齢者医療事業会計予算
第12号議案	令和7年度（2025年度）町田市鶴川駅南土地区画整理事業会計予算
第13号議案	令和7年度（2025年度）町田市下水道事業会計予算
第14号議案	令和7年度（2025年度）町田市病院事業会計予算

第 1 5 号議案 町田市外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例

※包括外部監査を実施する時期を改めるため、所要の改正をするものです。

第 1 6 号議案 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

※育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 1 7 号議案 町田市市税条例及び町田市個人番号及び特定個人情報利用等に関する条例の一部を改正する条例

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称：マイナンバー法）の改正に伴い、関係する規定を整理するため、2本の条例を一括し、所要の改正をするものです。

第 1 8 号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例

※建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 1 9 号議案 町田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

※長期継続契約を締結することができる契約の範囲を拡大するため、所要の改正をするものです。

第 2 0 号議案 町田市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例

※スポーツ基本法に合わせ、委員委嘱に係る規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 2 1 号議案 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

※国民健康保険財政の健全化を図ることを目的として、第6期町田市国民健康保険事業財政改革計画に基づき、国民健康保険税の税率及び税額を改定するため、所要の改正をするものです。

第 2 2 号議案 町田市急患センター条例の一部を改正する条例

※休日応急歯科・障がい者歯科診療所の診療日を変更するため、所要の改正をするものです。

第 2 3 号議案 町田市公衆浴場法施行条例及び町田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

※国が定める公衆浴場における水質基準等に関する指針の改正に伴い、関係する規定を整備するため、2本の条例を一括し、所要の改正をするものです。

第 2 4 号議案 町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例

※成瀬地区に子どもクラブを設置するため、所要の改正をするものです。

第 2 5 号議案 町田市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

※児童福祉法に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、制定するものです。

第 2 6 号議案 町田市あきかん・吸い殻等の散乱防止等に関する条例の一部を改正する条例

※美化推進指導員の見直しに伴い、所要の改正をするものです。

第 2 7 号議案 町田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

※道路占用料の額を改めるため、所要の改正をするものです。

第 2 8 号議案 町田市特定公共物管理条例の一部を改正する条例

※特定公共物の占用料の額を改めるため、所要の改正をするものです。

第 2 9 号議案 町田市立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例

※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（通称：バリアフリー法施行令）の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

第 3 0 号議案 町田市立学校設置条例の一部を改正する条例

※鶴川西地区における小学校の統合に伴い、所要の改正をするものです。

第 3 1 号議案 町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例

※鶴川西地区における小学校の統合に合わせて、学童保育クラブの名称と位置を変更するため、所要の改正をするものです。

第 3 2 号議案 町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例の一部を改正する条例

※栄養士法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 3 3 号議案 町田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

※町田市民病院の診療科目を追加するため、所要の改正をするものです。

第 3 4 号議案 土地の無償貸付について

※株式会社ゼルビアに対し、継続して鶴見川クリーンセンター用地の一部を無償で貸し付けるものです。

第 3 5 号議案 市道路線の認定について

※開発行為に伴い築造された道路、私道移管事業に伴い移管された道路、道路整備事業に伴い整備予定の道路及び路線認定の要件を満たした認定外道路を市道として認定するものです。

第 3 6 号議案 市道路線の廃止について

※道路として機能のない路線を廃止するものです。

第 3 7 号議案 原町田一丁目駐車場及び原町田一丁目第 2 駐車場の指定管理者の指定について

※原町田一丁目駐車場及び原町田一丁目第 2 駐車場を管理する指定管理者を指定するものです。

第 3 8 号議案 指定金融機関の指定について

※ 2 0 2 5 年 7 月 1 日から新たに市の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせるための指定金融機関の指定を行うものです。

第 3 9 号議案 権利の放棄について

※ 市が有する未収債権のうち、債務者の破産により請求権を行使できないものについて、権利の放棄をするものです。

第 4 0 号議案 町田市表彰条例に基づく一般表彰の同意方について

※ 2 0 2 5 年一般表彰の対象者について、議会の同意を求めるものです。

【報告承認案件】

報告第 1 号 令和 6 年度（2 0 2 4 年度）町田市一般会計補正予算
（専決第 3 号）の専決処分の承認を求めることについて

令和6年度（2024年度）
3月補正予算

3月補正予算の概要

3月補正予算では、国の補正予算を受け、市内小中学校の特別教室等及び給食調理室の空調設備整備や、人事院勧告に伴う公定価格改定に対応した保育士の処遇改善等に係る予算を計上します。

その他、予算の執行状況等に合わせて、一般会計、特別会計の事業費を補正します。

一般会計	△3億5,692万円
特別会計	△8億2,360万4千円
計	△11億8,052万4千円

一般会計補正予算の主な内容

1 未来を生きる力を育み合うまちになる

- ・ 小中学校校舎等空調整備事業 8,445万円

2 その他

- ・ 障がい者サービス給付事業 12億3,268万円
- ・ 子ども・子育て支援法に基づく施設型給付等事業 6億7,247万円
- ・ 契約差金等の補正減 △58億4,417万円

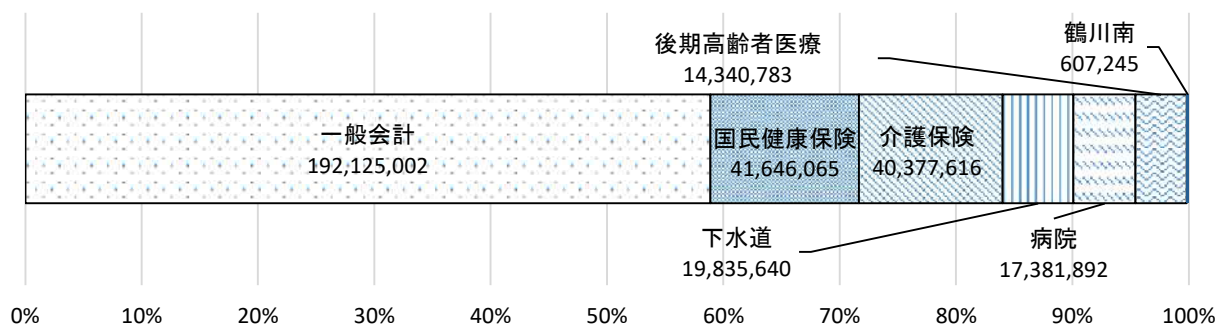
特別会計の補正額

- ・ 国民健康保険事業会計 3億951万円
- ・ 介護保険事業会計 △2億3,512万円
- ・ 後期高齢者医療事業会計 7,066万円
- ・ 鶴川駅南土地区画整理事業会計 △7,992万円
- ・ 下水道事業会計 △5億7,015万円
- ・ 病院事業会計 △3億1,858万円

2024年度3月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分		補正前額	構成比(%)	補正額	補正後額	構成比(%)
一 般 会 計		192,481,922	58.8	△ 356,920	192,125,002	58.9
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	41,336,558	12.6	309,507	41,646,065	12.7
	介 護 保 険 事 業 会 計	40,612,736	12.4	△ 235,120	40,377,616	12.4
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	14,270,126	4.4	70,657	14,340,783	4.4
	鶴 川 駅 南 土 地 区 画 整 理 事 業 会 計	687,164	0.2	△ 79,919	607,245	0.2
	下 水 道 事 業 会 計	20,405,794	6.2	△ 570,154	19,835,640	6.1
	収 益 的	12,099,008	3.7	△ 12,998	12,086,010	3.7
	資 本 的	8,306,786	2.5	△ 557,156	7,749,630	2.4
	病 院 事 業 会 計	17,700,467	5.4	△ 318,575	17,381,892	5.3
	収 益 的	15,864,033	4.8	△ 96,083	15,767,950	4.8
	資 本 的	1,836,434	0.6	△ 222,492	1,613,942	0.5
	小 計	135,012,845	41.2	△ 823,604	134,189,241	41.1
合 計		327,494,767	100.0	△ 1,180,524	326,314,243	100.0

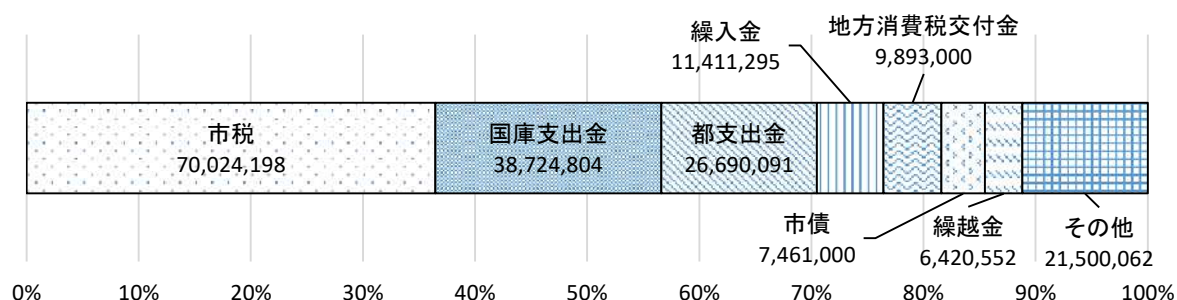


- 一般会計の補正額は△3億5,692万円で、補正後の全会計予算総額3,263億1,424万3千円に対する一般会計の構成比は58.9%です。
- 国民健康保険事業会計の補正額は3億950万7千円で、主に保険給付費の増額に伴う補正です。
- 介護保険事業会計の補正額は△2億3,512万円で、主に介護保険システムや地域支援事業などの事業の執行見込みにあわせた減額に伴う補正です。
- 後期高齢者医療事業会計の補正額は7,065万7千円で、主に広域連合納付金の増額に伴う補正です。
- 鶴川駅南土地区画整理事業会計の補正額は△7,991万9千円で、主に土地区画整理事業の執行見込みにあわせた減額に伴う補正です。
- 下水道事業会計の補正額は△5億7,015万4千円で、主に管渠整備費などの事業の執行見込みにあわせた減額に伴う補正です。
- 病院事業会計の補正額は△3億1,857万5千円で、主に医業費用などの事業の執行見込みにあわせた減額に伴う補正です。

2024年度3月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

款	補正前額		補正額	補正後額	
		構成比(%)			構成比(%)
1. 市 税	69,089,198	35.9	935,000	70,024,198	36.4
2. 地 方 譲 与 税	741,000	0.4	—	741,000	0.4
3. 利 子 割 交 付 金	122,000	0.1	—	122,000	0.1
4. 配 当 割 交 付 金	722,000	0.4	—	722,000	0.4
5. 株式等譲渡所得割交付金	672,000	0.4	—	672,000	0.4
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	1,386,000	0.7	—	1,386,000	0.7
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	9,893,000	5.1	—	9,893,000	5.1
8. ゴルフ場利用税交付金	40,000	0.0	—	40,000	0.0
9. 環 境 性 能 割 交 付 金	230,000	0.1	—	230,000	0.1
10. 地 方 特 例 交 付 金	2,402,274	1.3	—	2,402,274	1.3
11. 地 方 交 付 税	4,414,571	2.3	1,403,609	5,818,180	3.0
12. 交通安全対策特別交付金	47,000	0.0	—	47,000	0.0
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	531,592	0.3	—	531,592	0.3
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	3,609,911	1.9	△ 88,162	3,521,749	1.8
15. 国 庫 支 出 金	37,993,931	19.7	730,873	38,724,804	20.2
16. 都 支 出 金	26,980,318	14.0	△ 290,227	26,690,091	13.9
17. 財 産 収 入	1,265,251	0.7	117,664	1,382,915	0.7
18. 寄 附 金	310,583	0.2	—	310,583	0.2
19. 繰 入 金	11,819,855	6.1	△ 408,560	11,411,295	5.9
20. 繰 越 金	6,420,552	3.3	—	6,420,552	3.3
21. 諸 収 入	4,701,886	2.4	△ 1,129,117	3,572,769	1.9
22. 市 債	9,089,000	4.7	△ 1,628,000	7,461,000	3.9
歳 入 合 計	192,481,922	100.0	△ 356,920	192,125,002	100.0

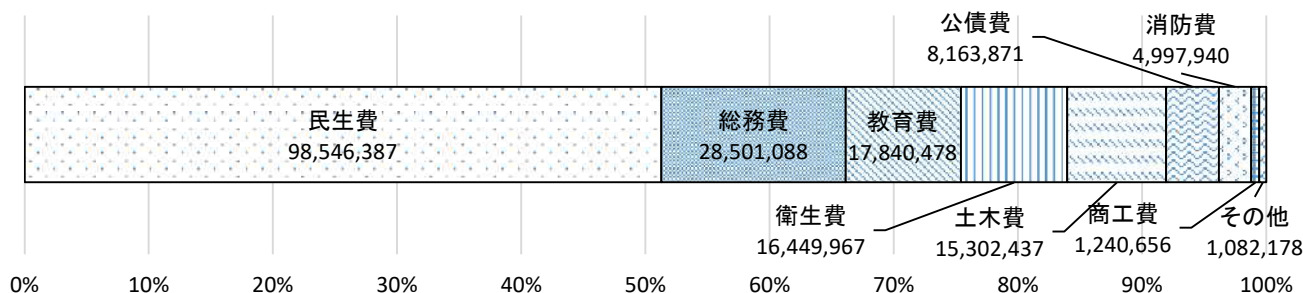


3月補正予算の主なもの

- 款 1.市税 個人市民税(6.0億円)、法人市民税(2.0億円)、固定資産税(1.7億円)
- 款 11.地方交付税 普通交付税(14.0億円)
- 款 14.使用料及び手数料 廃棄物処理手数料(△0.8億円)
- 款 15.国庫支出金 自立支援費負担金(4.5億円)、子どものための教育・保育給付交付金(4.6億円)、防災・安全交付金(△1.2億円)
- 款 16.都支出金 道路橋梁費補助金(△2.3億円)、地域密着型サービス整備費補助金(△1.4億円)
- 款 17.財産収入 資源物売払代(1.1億円)
- 款 19.繰入金 国民健康保険事業会計繰入金(△2.7億円)、廃棄物減量再資源化等推進整備基金繰入金(△0.9億円)、緑地保全基金繰入金(△0.4億円)
- 款 21.諸収入 みちづくり・まちづくりパートナー事業受託収入(△6.6億円)、新型コロナワクチン接種費助成金(△3.9億円)
- 款 22.市債 文化施設整備事業債(△5.7億円)、道路整備事業債(△3.9億円)、都市計画事業債(△2.6億円)、臨時財政対策債(△2.3億円)

2024年度3月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表 (千円)

款	補正前額	構成比 (%)	補正額	補正後額	構成比 (%)	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	654,715	0.3	△ 10,265	644,450	0.3	—	—	—	△ 10,265
2. 総務費	25,829,618	13.4	2,671,470	28,501,088	14.8	△ 106,325	△ 151,000	169,241	2,759,554
3. 民生費	97,524,253	50.7	1,022,134	98,546,387	51.3	1,016,319	—	△ 32,599	38,414
4. 衛生費	16,964,569	8.8	△ 514,602	16,449,967	8.6	△ 4,456	—	△ 499,187	△ 10,959
5. 労働費	40,456	0.0	—	40,456	0.0	—	—	—	—
6. 農林費	301,887	0.2	△ 4,621	297,266	0.2	△ 4,215	—	△ 34	△ 372
7. 商工費	1,234,145	0.6	6,511	1,240,656	0.6	△ 4,679	—	△ 4,113	15,303
8. 土木費	17,461,408	9.1	△ 2,158,971	15,302,437	8.0	△ 467,456	△ 650,000	△ 729,134	△ 312,381
9. 消防費	5,065,011	2.6	△ 67,071	4,997,940	2.6	△ 31,861	54,000	△ 41,503	△ 47,707
10. 教育費	19,095,049	9.9	△ 1,254,571	17,840,478	9.3	△ 8,207	△ 653,000	△ 333,843	△ 259,521
11. 災害復旧費	6	0.0	—	6	0.0	—	—	—	—
12. 公債費	8,210,805	4.3	△ 46,934	8,163,871	4.2	—	—	—	△ 46,934
13. 予備費	100,000	0.1	—	100,000	0.1	—	—	—	—
歳出合計	192,481,922	100.0	△ 356,920	192,125,002	100.0	389,120	△ 1,400,000	△ 1,471,172	2,125,132

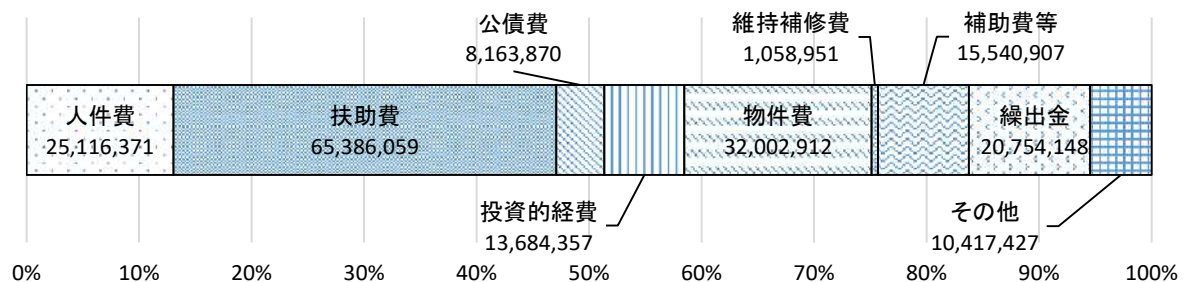


3月補正予算の主なもの

- 款 2. 総務費 財政調整基金積立金 (27.2億円)、市民センター・集会施設計画営繕事業費 (△1.3億円)
- 款 3. 民生費 自立支援給付費 (10.5億円)
- 款 4. 衛生費 循環型施設整備事業費 (△2.5億円)、廃棄物処分手数料 (△1.5億円)、再資源化推進事業費 (△0.3億円)、廃棄物総合調整事務費 (△0.3億円)
- 款 8. 土木費 みちづくり・まちづくりパートナー事業費 (△6.6億円)、鶴川駅南口アクセス道路整備事業費 (△2.5億円)、相原駅東口アクセス路整備事業費 (△2.1億円)、鶴川駅南北自由通路築造事業費 (△2.0億円)、準幹線補助道路新設改良事業費 (△1.5億円)、公園整備事業費 (△0.8億円)
- 款 9. 消防費 消防器具置場整備工事費 (△0.6億円)
- 款 10. 教育費 (仮称)国際工芸美術館整備工事費 (△7.6億円)、中学校増改築事業整備工事費 (△2.1億円)、小・中学校教材費等公会計事業費 (△2.1億円)
- 債務負担行為補正の内容 (期間/限度額/総事業費)
 - 変更 : 中学校エレベーター設置事業 (2024～2025年度/3.8億円→0.9億円/6.2億円→1.6億円) 他1件
 - 廃止 : (仮称)子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業 (2024～2043年度/164.6億円/164.6億円) 他5件

2024年度3月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表 (千円)

区 分		補正前額	構成比(%)	補正額	補正後額	構成比(%)
義務的経費	人件費	25,127,336	13.1	△ 10,965	25,116,371	13.1
	職員給与費	24,228,199	12.6	3,771	24,231,970	12.6
	特別職給与費等	899,137	0.5	△ 14,736	884,401	0.5
	扶助費	63,590,317	33.0	1,795,742	65,386,059	34.0
	公債費	8,210,804	4.3	△ 46,934	8,163,870	4.3
	計	96,928,457	50.4	1,737,843	98,666,300	51.4
投資的経費		17,298,997	9.0	△ 3,614,640	13,684,357	7.1
その他経費	物件費	33,178,303	17.2	△ 1,175,391	32,002,912	16.6
	維持補修費	1,061,318	0.5	△ 2,367	1,058,951	0.5
	補助費等	15,545,180	8.1	△ 4,273	15,540,907	8.1
	繰出金	21,249,085	11.0	△ 494,937	20,754,148	10.8
	出資金・貸付金	1	0.0	—	1	0.0
	積立金	7,120,581	3.7	3,196,845	10,317,426	5.4
	予備費	100,000	0.1	—	100,000	0.1
	計	78,254,468	40.6	1,519,877	79,774,345	41.5
歳出合計		192,481,922	100.0	△ 356,920	192,125,002	100.0



投資的経費 内訳

総務費	911,906	農林費	0	消防費	122,963
民生費	349,925	商工費	113,670	教育費	4,020,544
衛生費	1,810,588	土木費	6,354,755	災害復旧費	6

3月補正予算の主なもの

- 扶助費 自立支援給付費(10.5億円)、児童保育委託料(4.7億円)、障害児通所給付費(1.9億円)
- 投資的経費 (仮称)国際工芸美術館整備工事費(△7.6億円)、
みちづくり・まちづくりパートナー事業費(△6.2億円)、
地域密着型サービス施設整備事業費(△2.6億円)、
鶴川駅南口アクセス道路整備事業費(△2.5億円)
- 物件費 小・中学校教材費等公会計事業費(△1.9億円)、廃棄物処分手数料(△1.5億円)、
循環型施設整備事業費(△1.4億円)、社会保障・税番号制度事業費(△0.8億円)、
共通基盤整備運用事業費(△0.7億円)、みちづくり・まちづくりパートナー事業費(△0.4億円)、
衆議院議員選挙管理執行事務費(△0.3億円)、再資源化推進事業費(△0.3億円)
- 繰出金 国民健康保険事業会計繰出金(△2.1億円)、介護保険事業会計繰出金(△2.0億円)
- 積立金 財政調整基金積立金(27.2億円)

件 名		小中学校校舎等空調整備事業								
予算額（単位:千円）		財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源			
84,450			13,993	0	68,000	0	2,457			
【事業の背景・目的】										
町田市では、近年の気候の変化に対応し、快適な学校生活が送れるように 2018 年度までに授業で使用する全ての教室に空調設備を設置しました。また、給食調理員の労働環境の向上を目的に、給食調理室への空調設備設置を進めています。										
忠生小学校・堺中学校の空調更新工事及び小川小学校給食調理室の空調設備設置工事は 2025 年度当初予算での計上を予定していましたが、充当する国の学校施設環境改善交付金が 2024 年度補正予算で交付される見込みのため、町田市も 2024 年度補正予算に前倒して計上します。										
【事業の内容】										
①忠生小学校の普通教室及び堺中学校の管理諸室、特別教室の空調設備を更新します。										
②小川小学校の給食調理室に空調設備を設置します。										
【スケジュール】										
		2025年度								
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
忠生小学校 堺中学校			契約 ○		工事					
小川小学校			契約 ○		工事					
【事業費】										
①空調整備工事費(忠生小学校)								23,350 千円		
空調整備工事費(堺中学校)								27,100 千円		
②空調整備工事費(小川小学校)								34,000 千円		
【特定財源】										
①②学校施設環境改善交付金(国 1/3)								13,993 千円		
学校施設整備事業債								68,000 千円		
※国庫支出金を活用するため繰越明許費を設定します。										
問合せ先		学校教育部 施設課長 田中 学校教育部 保健給食課長 林				電話	724-2174 724-2177			

令和7年度（2025年度）
当初予算

1 令和7年度（2025年度）予算のポイント

(1) 予算編成方針

◇ 2025年度の予算編成にあたって

2025年度当初予算は、町田市基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン2040」の実行計画である「町田市5ヵ年計画22-26」、「2025年度市政運営の基本的な考え方」を念頭に以下の点を基本として予算編成しました。

基本方針1

経常事業については、ゼロベースで事業内容を精査し、相対的に優先順位の低い事業や他の手段によって目的を達成できる事務事業は廃止・縮小するなど、数年先まで見据えた事務事業見直しを着実に実行に移し、予算に反映する。

基本方針2

政策的事業については、「2025年度市政運営の基本的な考え方」に示す施策推進及び行政経営改革の基本的な考え方を念頭に、社会経済状況の変化を確実に捉え、町田市が選ばれるまちであり続けるために真に必要な経費のみを計上する。

《まちだ未来づくりビジョン2040》

「まちだ未来づくりビジョン2040」は、基本構想部分を担う「2040になりたい未来」と基本計画部分を担う「まちづくり基本目標」及び「経営基本方針」で構成しており、ビジョンの実現に向けて、具体的な事業と取り組みを示す実行計画（5ヵ年計画）を策定しています。

基本構想部分を担う「2040になりたい未来」は、2022年度から2039年度までの18年間、基本計画部分を担う「まちづくり基本目標」及び「経営基本方針」は、2022年度から2031年度までの10年間と、2032年度から2039年度までの8年間を計画期間としています。

① 2040になりたい未来

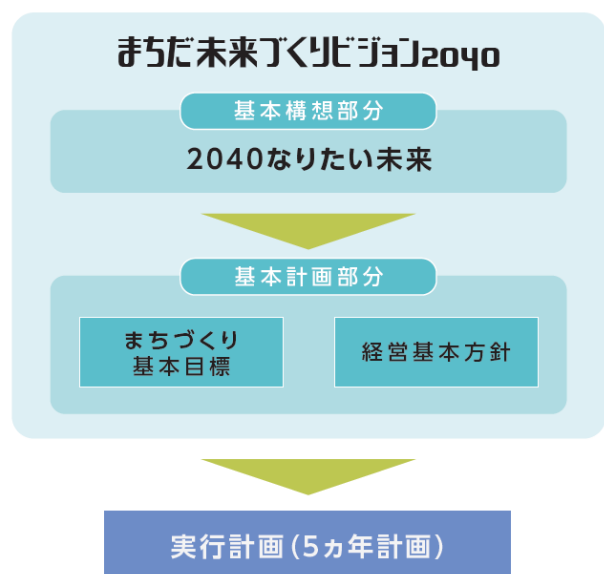
まちづくりの方向性、行政経営の方向性を明らかにし、方向性に沿って進んでいった未来の姿を「なりたいまちの姿」（都市像）、「行政経営の姿」（経営像）として掲げます。

② まちづくり基本目標

「2040になりたい未来」で掲げた、なりたいまちの姿を実現するための目標を政策・施策として体系的に示します。

③ 経営基本方針

「2040になりたい未来」で掲げた、行政経営の姿を実現するための方針を体系的に示し、「まちづくり基本目標」を支えます。



(2) 2025 年度予算フレームの概要

○ 全会計予算総額 3,305 億 391 万円 (+176 億 6,874 万円)

一般会計と特別会計とを合わせた予算総額は、3,305 億 391 万円で、対前年度比較で 176 億 6,874 万円 (5.6%) の増加となりました。

○ 一般会計予算規模 1,930 億 7,541 万円 (+137 億 9,299 万円)

一般会計予算規模は、1,930 億 7,541 万円で、対前年度比較で 137 億 9,299 万円 (7.7%) の増加となりました。

○ 2025 年度の特徴

2025 年度は「まちだ未来づくりビジョン 2040」及び「町田市 5 ヶ年計画 22-26」の 4 年目にあたることから、社会状況の変化や未来のニーズを的確にとらえ、既存の事務事業の見直しを着実に実行するとともに、限りある財源を最大限に生かしながら、目標達成に向けた取り組みを着実に推進する予算としました。

歳入においては、市税収入が給与所得の増加や昨今の経済動向を背景に堅調に推移しており、過去最高額となる 727 億円を計上しました。

また、歳出においては、賑わいを生み、豊かな暮らしを支える街づくり、将来を担う子どもたちにやさしいまちを目指して教育環境や子どもの居場所の整備を進めるとともに、国や都の制度改正等を踏まえた子ども関連施策の充実に取り組みました。あわせて、歴史的な物価高騰や賃金上昇等を背景とした人件費や事業費の上昇、制度改正や福祉サービス利用者の増加に伴う扶助費の増加にも対応しました。

○ 税収 726 億 7,464 万円 (+35 億 8,545 万円)

- ・ 定額減税の終了と給与所得等の増加による個人市民税の増 +26.8 億円
- ・ 新築物件の増加などによる固定資産税の増 +5.7 億円

○ 事務事業見直し △4 億 2,036 万円

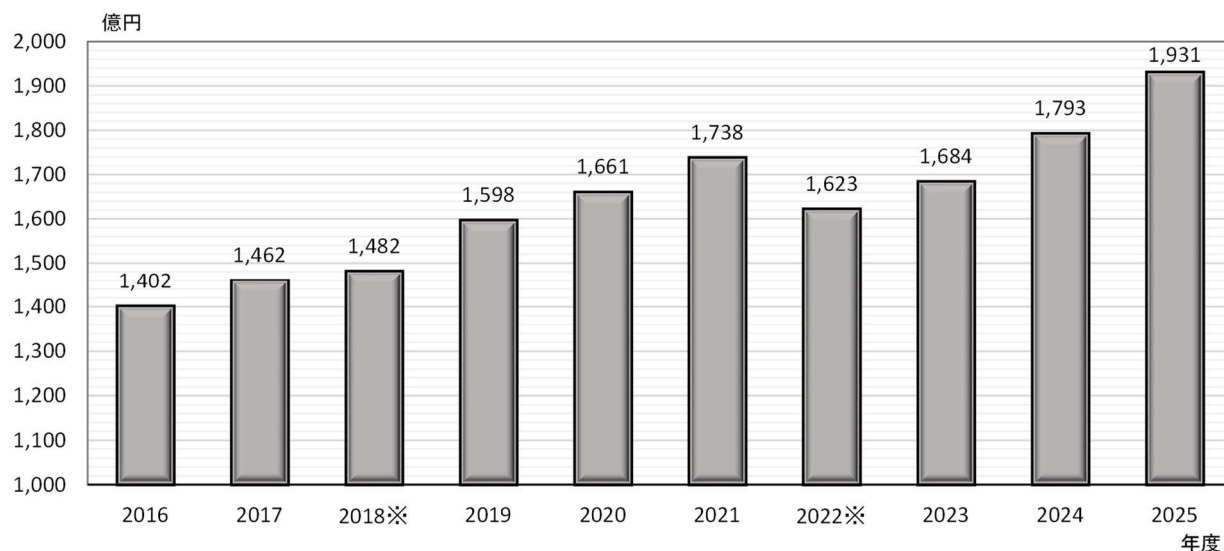
行政関与の必要性、緊急性、費用対効果の視点に基づき、数年先を見据えた事務事業の見直しに取り組み、既存事業の実施手法や対象の見直しを予算に反映しました。また、民間活力の導入や行政のデジタル化、サーバーのクラウド化などを進め、事業費を削減するとともに、職員の総業務時間の抑制を人件費に反映しました。

2 歳 入 歳 出 予 算 の 状 況

(1) 予算規模

一般会計予算規模 1,930 億 7,541 万円（前年度比 +137 億 9,299 万円、+7.7%）	
○ 一般会計の予算規模は、前年度に比べて 7.7%増の 1,930 億 7,541 万円で、過去最大の予算規模となりました。	
○ 主な増要因としては、歳入では、市税収入の伸びや国・都支出金の増加など、歳出では、社会保障費や賃金上昇・物価高騰を背景とした事業費の増加などが挙げられます。	
特別会計予算規模 1,374 億 2,850 万円（前年度比 +38 億 7,575 万円、+2.9%）	
○ 特別会計の予算規模は、前年度に比べて 2.9%増の 1,374 億 2,850 万円となりました。	
○ 各会計の主な増減内容	
〔国民健康保険事業会計〕	被保険者の減などにより 7 億 7 千万円の減
〔介護保険事業会計〕	要支援・要介護認定者数の増などにより 11 億 6 千万円の増
〔後期高齢者医療事業会計〕	被保険者数や医療費の増などにより 4 億 2 千万円の増
〔鶴川駅南土地区画整理事業会計〕	土地区画整理事業委託料の増などにより 15 億 5 千万円の増
〔下水道事業会計〕	鶴見川クリーンセンター改良事業費の増などにより 6 億 4 千万円の増
〔病院事業会計〕	医業費用の増などにより 8 億 8 千万円の増

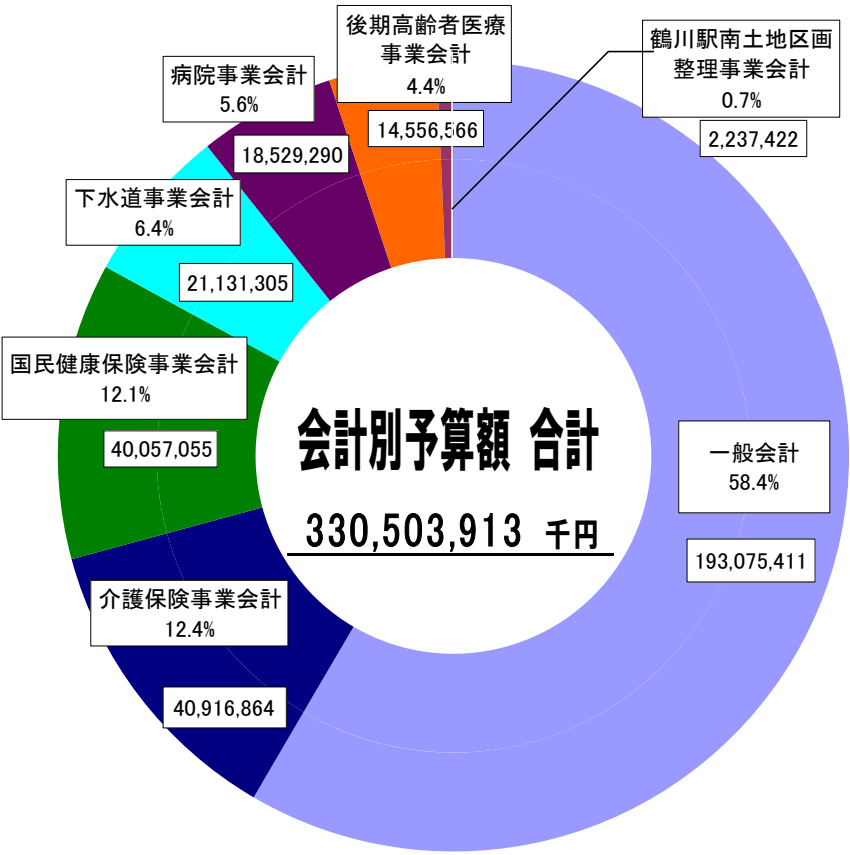
○ 一般会計予算規模 伸び率



年度	2016	2017	2018※	2019	2020	2021	2022※	2023	2024	2025
伸び率	△ 1.8%	4.2%	1.4%	7.8%	4.0%	4.7%	△ 6.7%	3.8%	6.4%	7.7%

※2018年度及び2022年度は、当初予算が骨格的予算のため、6月補正後の予算額です。

■2025 年度 会計別予算構成（単位：千円）



2025年度 会計別予算構成表

区 分		2025年度		2024年度		比 較	
		予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	増 減 額	増減率
一 般 会 計		193,075,411	58.4	179,282,426	57.3	13,792,985	7.7
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	40,057,055	12.1	40,830,084	13.1	△ 773,029	△ 1.9
	介 護 保 険 事 業 会 計	40,916,864	12.4	39,757,155	12.7	1,159,709	2.9
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	14,556,566	4.4	14,136,848	4.5	419,718	3.0
	鶴 川 駅 南 土 地 区 画 整 理 事 業 会 計	2,237,422	0.7	685,447	0.2	1,551,975	226.4
	下 水 道 事 業 会 計	21,131,305	6.4	20,494,550	6.5	636,755	3.1
	収 益 的	12,137,690	3.7	12,099,008	3.8	38,682	0.3
	資 本 的	8,993,615	2.7	8,395,542	2.7	598,073	7.1
	病 院 事 業 会 計	18,529,290	5.6	17,648,667	5.7	880,623	5.0
	収 益 的	16,409,888	5.0	15,812,233	5.1	597,655	3.8
	資 本 的	2,119,402	0.6	1,836,434	0.6	282,968	15.4
小 計		137,428,502	41.6	133,552,751	42.7	3,875,751	2.9
合 計		330,503,913	100.0	312,835,177	100.0	17,668,736	5.6

(2) 歳入予算

主な歳入予算

○市税では、定額減税の終了と給与所得の増加などにより、35 億 9 千万円の増収を見込んでいます。

<市民税>

個人市民税では、定額減税の終了と給与所得等の増加により 26 億 8 千万円（8.9%）の増額を見込んでいます。また、法人市民税では、各法人における直近の申告状況を踏まえ 3 億 9 千万円（13.0%）の増額を見込んでいます。

<固定資産税>

新築物件の増加などにより家屋に係る固定資産税について 4 億 8 千万円（4.1%）の増額を見込んでいます。固定資産税全体では、5 億 7 千万円（2.1%）の増額となりました。

○地方特例交付金では、定額減税に伴う個人市民税減収補填分の皆減により 19 億 2 千万円の減額を見込んでいます。

○国庫支出金では、2024 年 10 月からの児童手当対象拡大に伴う児童手当負担金 24 億 1 千万円の増加や生活保護世帯の増加に伴う生活保護費負担金 6 億 5 千万円の増加、障がい者サービス利用者の増加に伴う自立支援費負担金 3 億 6 千万円の増加などにより、51 億 5 千万円の増額を見込んでいます。

○都支出金では、2025 年 1 月からの学校給食費完全無償化などに伴う市町村総合交付金 9 億 1 千万円の増額や学校給食費保護者負担軽減事業補助金 6 億 4 千万円の増額のほか、認知症グループホーム整備費補助金 5 億 3 千万円の増額などにより、43 億円の増額を見込んでいます。

○市債では、小中学校施設改築事業費や地域センター整備事業費の増加などに伴い 11 億円の増額を見込んでいます。

2025年度 一般会計歳入予算内訳表

（単位：千円・%）

款	2025 年度		2024 年度		比 較	
	予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	増 減 額	増減率
1. 市 税	72,674,644	37.7	69,089,198	38.6	3,585,446	5.2
2. 地 方 特 例 交 付 金	487,000	0.3	2,402,274	1.3	△ 1,915,274	△ 79.7
3. 国 庫 支 出 金	40,186,046	20.8	35,040,988	19.5	5,145,058	14.7
4. 都 支 出 金	30,342,015	15.7	26,042,422	14.5	4,299,593	16.5
5. 市 債	10,316,000	5.3	9,219,000	5.1	1,097,000	11.9
6. そ の 他	39,069,706	20.2	37,488,544	21.0	1,581,162	4.2
歳 入 合 計	193,075,411	100.0	179,282,426	100.0	13,792,985	7.7

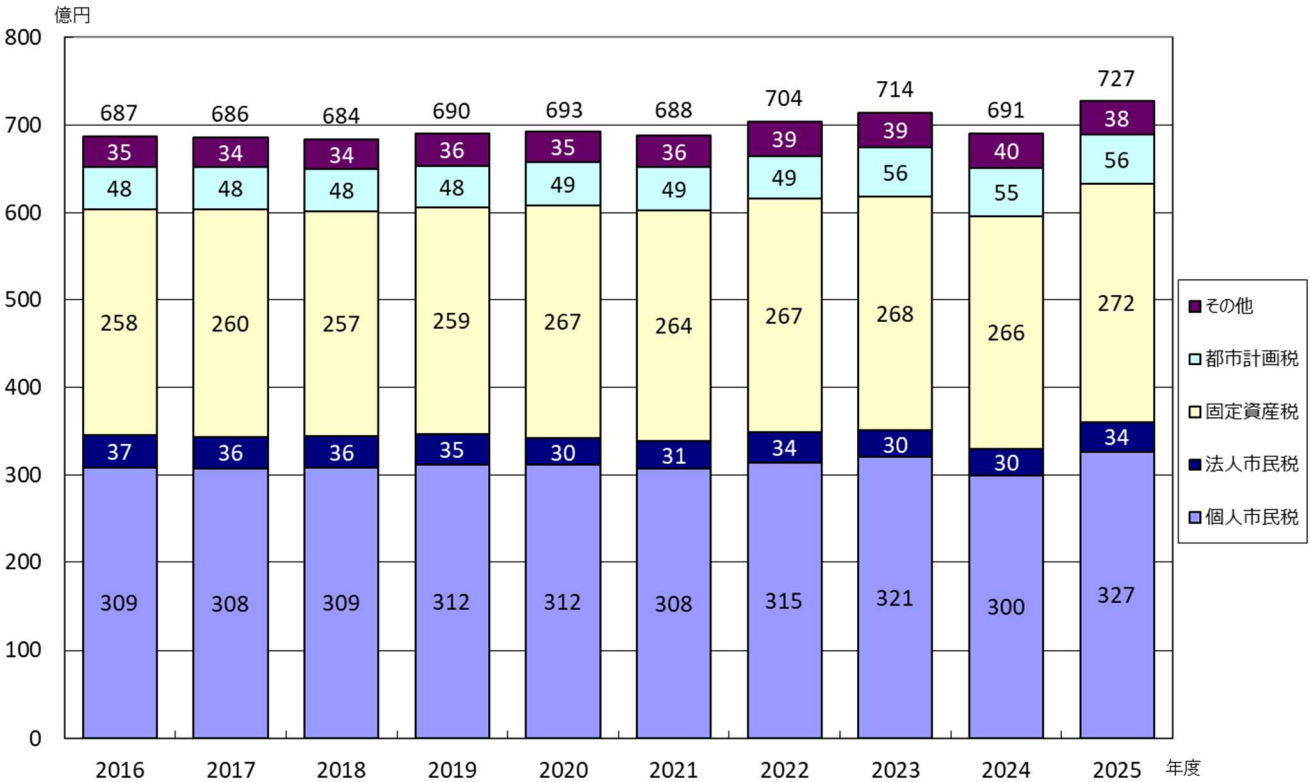
〔市税の状況〕

- ・ 定額減税の終了と給与所得等の増加による個人市民税の増 26.8 億円
- ・ 新築物件の増加などによる固定資産税の増 5.7 億円

■市税予算の内訳 (単位：千円・%)

区 分	2025年度	2024年度	比 較	
			増減額	増減率
市民税	36,110,454	33,040,270	3,070,184	9.3
個人	32,700,930	30,022,885	2,678,045	8.9
法人	3,409,524	3,017,385	392,139	13.0
固定資産税	27,185,367	26,617,462	567,905	2.1
土地（現年課税）	11,701,452	11,675,652	25,800	0.2
家屋（現年課税）	11,954,380	11,479,082	475,298	4.1
償却資産（現年課税）	3,028,628	2,955,886	72,742	2.5
その他	500,907	506,842	△ 5,935	△ 1.2
軽自動車税	589,802	568,551	21,251	3.7
市たばこ税	2,315,990	2,450,070	△ 134,080	△ 5.5
入湯税	6,110	6,110	0	0.0
事業所税	862,970	857,271	5,699	0.7
都市計画税	5,603,951	5,549,464	54,487	1.0
合 計	72,674,644	69,089,198	3,585,446	5.2

（参考）市税の推移



※2016～2023 年度は決算額、2024 年度・2025 年度は予算額。

(3) 歳出予算

主な歳出予算	
○	2025年度は、まちだ未来づくりビジョン2040、町田市5ヵ年計画22-26の4年目にあたり、目標達成に向けた取り組みを着実に推進するための予算を計上しています。
○	子どもにやさしいまち条例に基づき、“子どもにやさしいまち”の具現化を目指します。また、未来の子どもたちのより良い教育環境を整備するとともに市民生活の拠点としても位置付ける新たな学校づくりの推進や中学校全員給食の実施、学校給食無償化、子どもクラブの整備など、町田の将来を担う子どもたちにやさしい、「ここでの成長がカタチになるまち」の実現を目指します。
○	多摩都市モノレール延伸を見据えた町田駅周辺を中心市街地開発の推進や、鶴川駅、相原駅周辺の街づくり、新しい体験型の公園を目指す芹ヶ谷公園“芸術の杜”推進など、「わたしの“ココチよさ”がかなうまち」の実現に向けた未来への投資を積極的に行うほか、さらなる市民サービスの向上と市役所の生産性向上を目指し、行政のデジタル化を引き続き推進します。
○	児童手当費や障がい者サービス給付事業費、生活援護費などの扶助費について制度改正の影響や受給者数の増加を見込むとともに、物価高騰や建設費の上昇、賃上げの影響についても各事業の予算に反映しています。

2025年度 一般会計歳出予算目的別内訳表

(単位:千円・%)

款	2025年度 予 算 額 (構成比)	2024年度 予 算 額 (構成比)	増 減 額 (増減率)	2025年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源 (構成比)
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 民 生 費	101,557,996 (52.6%)	92,880,475 (51.8%)	8,677,521 (9.3%)	37,300,208	21,278,931	339,000	2,506,145	40,133,712 (40.4%)
2. 教 育 費	20,619,136 (10.7%)	18,746,597 (10.5%)	1,872,539 (10.0%)	1,085,377	2,385,213	4,022,000	1,768,580	11,357,966 (11.4%)
3. 土 木 費	17,202,898 (8.9%)	17,425,845 (9.7%)	△ 222,947 (△1.3%)	721,529	1,428,695	3,629,000	3,151,711	8,271,963 (8.3%)
歳 出 合 計	193,075,411 (100.0%)	179,282,426 (100.0%)	13,792,985 (7.7%)	40,236,046	30,289,732	10,316,000	12,957,956	99,275,677 (100.0%)

○ 目的別予算のトピックス

- ・民生費の増は、2024年10月からの対象拡大により児童手当支給事業費が24億7千万円増加したことや、障がい者サービス給付事業費が12億9千万円増加したことなどによるものです。
- ・教育費の増は、小学校校舎等改修事業費が7億9千万円増加したことや、中学校給食センター整備事業費が7億6千万円増加したことなどによるものです。
- ・土木費の減は、香山緑地整備事業費が整備完了に伴い3億1千万円減少したことなどによるものです。

2025年度 一般会計歳出予算性質別内訳表

(単位: 千円・%)

区 分		2025年度		2024年度		比 較	
		予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	人 件 費	25,469,017	13.2	24,316,425	13.5	1,152,592	4.7
	職 員 給 与 費	24,416,716	12.7	23,425,749	13.0	990,967	4.2
	特 別 職 給 与 費 等	1,052,301	0.5	890,676	0.5	161,625	18.1
	扶 助 費	66,462,632	34.5	60,889,703	34.0	5,572,929	9.2
	公 債 費	8,939,526	4.6	8,210,804	4.6	728,722	8.9
	計	100,871,175	52.3	93,416,932	52.1	7,454,243	8.0
投 資 的 経 費		19,170,931	9.9	16,962,801	9.5	2,208,130	13.0
そ の 他 経 費	物 件 費	35,112,920	18.2	31,753,088	17.7	3,359,832	10.6
	維 持 補 修 費	872,978	0.4	993,118	0.5	△ 120,140	△ 12.1
	補 助 費 等	14,361,024	7.4	13,411,815	7.5	949,209	7.1
	繰 出 金	21,151,922	11.0	21,178,275	11.8	△ 26,353	△ 0.1
	出 資 金 ・ 貸 付 金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
	積 立 金	1,434,460	0.7	1,466,396	0.8	△ 31,936	△ 2.2
	予 備 費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
	計	73,033,305	37.8	68,902,693	38.4	4,130,612	6.0
歳 出 合 計		193,075,411	100.0	179,282,426	100.0	13,792,985	7.7

○ 性質別予算のトピックス

義務的経費

・ 人件費

給与改定を反映したことによる職員給与費の増加や国勢調査の実施に伴う調査員報酬の増加などに伴い、対前年度比 11 億 5 千万円、4.7%の増となりました。

・ 扶助費

制度改正や対象者の増加などにより、児童手当や生活保護費、障がい者サービス給付費などが増加したことに伴い、対前年度比 55 億 7 千万円、9.2%の増となりました。

・ 公債費

循環型施設整備事業の元金償還の増加や小中学校改修事業債の借換えなどに伴い、対前年度比 7 億 3 千万円、8.9%の増となりました。

投資的経費

市民センター・集会施設計画営繕事業や芹ヶ谷公園整備事業などの事業費が増加したことに伴い、対前年度比 22 億 1 千万円、13.0%の増となりました。

その他経費

・ 物件費

中学校給食センター運営費や選挙（参議院議員、都議、市議・市長）の執行などに係る事業費が増加したことに伴い、対前年度比 33 億 6 千万円、10.6%の増となりました。

・ 積立金

福祉基金積立金などが減少したことに伴い、対前年度比 3 千万円、2.2%の減となりました。

(4) 積立金（基金）・市債

①積立金（基金）の状況

財政調整基金現在高は、2024 年度末時点で 106 億 3,218 万円となる見込みです。2025 年度当初予算では 54 億 9,686 万円を取り崩し、現時点の 2025 年度末現在高見込額は 51 億 6,285 万円です。

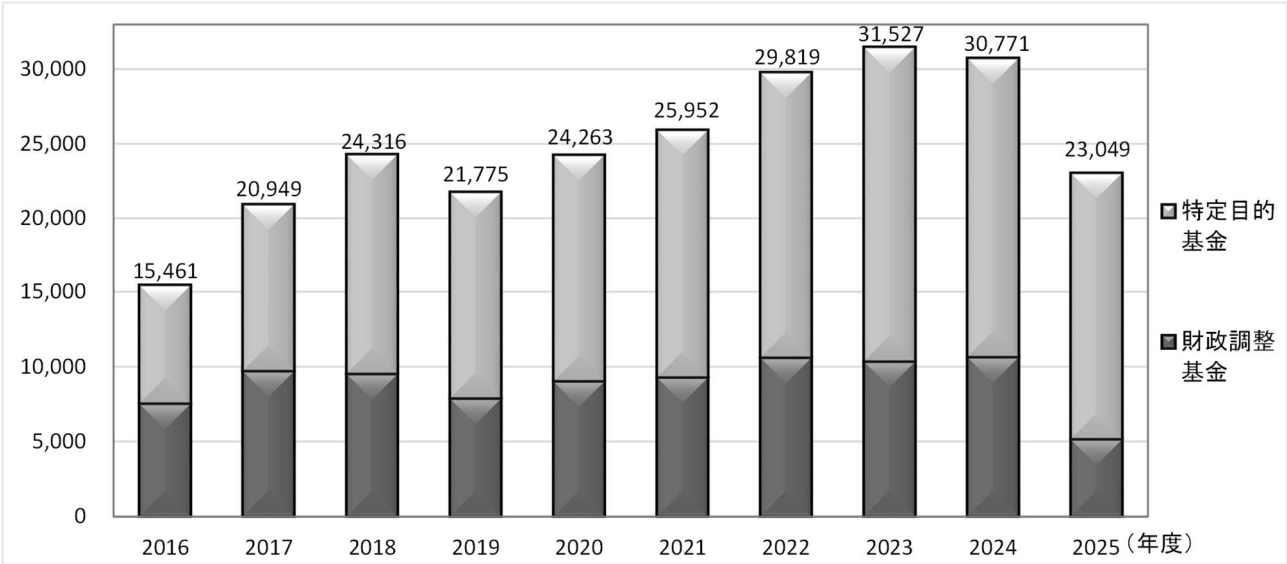
基金現在高

区 分	2023 年度末 現在 高	2024 年度末 現在高見込額	2025 年度中 増 減 見 込 み		2025 年度末 現在高見込額
			当 該 年 度 中 積 立 額	当 該 年 度 中 取 崩 ・ 繰 戻 額	
	千円	千円	千円	千円	千円
財 政 調 整 基 金	10,339,332	10,632,180	27,531	5,496,860	5,162,851
公 共 施 設 整 備 基 金	9,645,044	8,684,461	500,000	2,000,000	7,184,461
緑 地 保 全 基 金	1,203,906	1,157,690	3,164	122,105	1,038,749
福 祉 基 金	136,778	175,854	342	0	176,196
職 員 退 職 手 当 基 金	3,362,000	3,362,000	0	0	3,362,000
介 護 保 険 給 付 費 金 準 備 基 金	3,084,002	2,918,486	8,208	550,000	2,376,694
廃棄物減量再資源化等推 進 整 備 基 金	1,892,342	1,663,151	610,969	966,411	1,307,709
まちだ未来づくり基金	595,972	859,093	227,119	22,969	1,063,243
多摩都市モノレール基金	1,252,817	1,305,777	53,335	0	1,359,112
まち・ひと・しごと創生基金	15,026	12,407	12,000	6,006	18,401
合 計	31,527,219	30,771,099	1,442,668	9,164,351	23,049,416

※2023 年度末現在高は、出納閉鎖時（2024 年 5 月 31 日現在）の現在高です。

※2024 年度末現在高は、3 月補正後時点の現在高です。

■ 基金の年度末現在高の推移（単位：百万円）



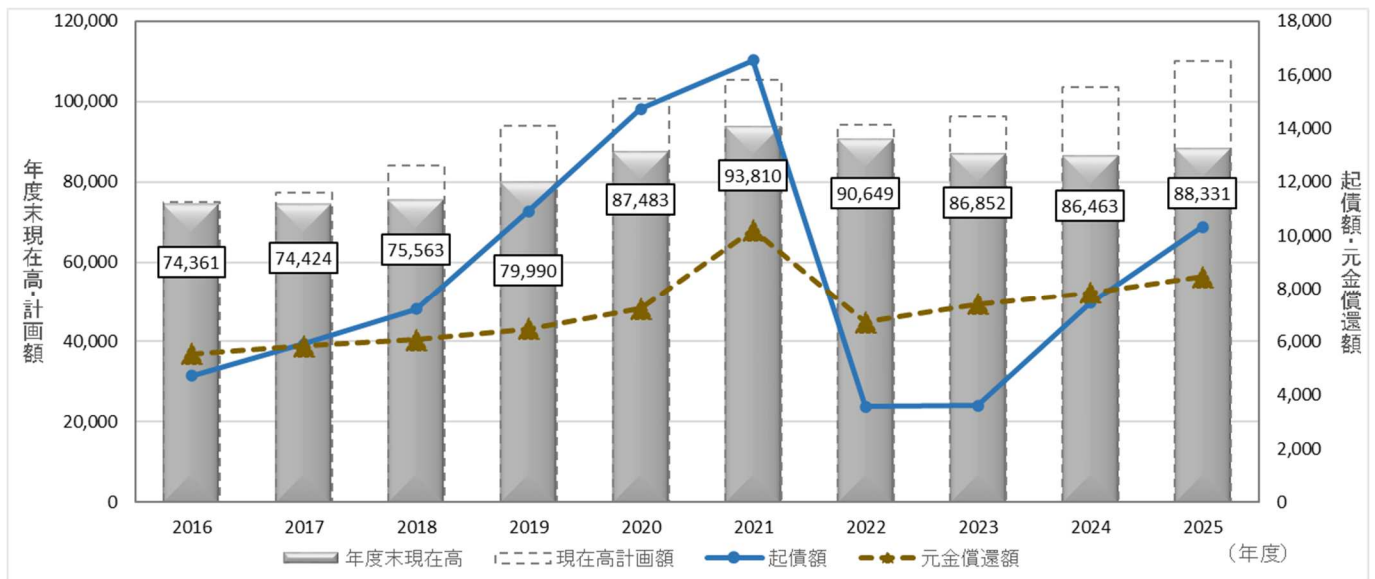
②市債の状況

一般会計の2025年度起債見込額は103億1,600万円となり、2025年度末の市債元金現在高見込額は883億3,128万円になります。

区 分	2023年度末 現在高	2024年度末 現在高見込額	2025年度中増減見込み		2025年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
一 般 会 計	千円 86,851,649	千円 86,462,672	千円 10,316,000	千円 8,447,389	千円 88,331,283
鶴川駅南土地 区画整理事業会計	30,000	270,000	944,000	14,492	1,199,508
下水道事業会計	41,000,385	43,481,929	4,300,600	2,875,383	44,907,146
病院事業会計	9,073,139	7,978,303	467,000	1,208,892	7,236,411
合 計	136,955,173	138,192,904	16,027,600	12,546,156	141,674,348

※2024年度末現在高は、3月補正後時点の現在高です。

■市債（一般会計）の年度末現在高等の推移（単位：百万円）



<参考>

【地方消費税交付金（社会保障財源分）】

2014年4月および2019年10月の地方消費税率の引上げに伴う交付金の増分は、以下の社会保障施策に要する経費の財源としています。

（単位：億円）

	2025年度 予算額	うち一般財源	
		地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
社会福祉	792.4	212.5	33.3
社会保険	182.2	156.7	24.6
保健衛生	49.6	38.1	6.0
合計	1024.2	407.3	63.9

※地方消費税交付金（社会保障財源分）は、各経費に要する一般財源の比率に応じて活用しています。

3 町田市5ヵ年計画 22-26 における財政見通し（一般財源ベース）

町田市5ヵ年計画22-26における財政見通し（一般財源ベース）

町田市5ヵ年計画22-26 財政見通しの2024年度（令和5年度）計画額と、予算額の比較及び計画の進捗状況は以下のとおりです。

（単位：百万円）

A		B	C	C - B	D	D / A
	2022～2026年度 までの計画事業費	2025年度 (令和7年度) 計画額	2025年度 (令和7年度) 予算額	比較	計画の進捗状況 (2025年度まで：予算ベース)	
					予算額合計	進捗率
歳入（一般財源）	475,680	95,978	105,803	9,825	399,385	84.0%
市税	346,620	69,620	72,674	3,054	280,947	81.1%
譲与税・交付金等	70,572	14,121	19,228	5,107	69,434	98.4%
基金繰入金	18,115	4,000	7,497	3,497	23,984	132.4%
その他	40,373	8,237	6,404	▲ 1,833	25,020	62.0%
歳出（一般財源）	483,158	98,393	105,803	7,410	399,385	82.7%
義務的経費	202,412	40,986	44,492	3,506	167,571	82.8%
人件費	97,149	18,882	21,523	2,641	81,776	84.2%
正規職員	81,152	15,642	17,344	1,702	67,115	82.7%
うち退職手当	4,544	353	970	617	4,205	92.5%
会計年度任用職員	15,997	3,240	4,179	939	14,661	91.6%
扶助費	64,863	13,138	14,384	1,246	54,014	83.3%
公債費	40,400	8,966	8,585	▲ 381	31,781	78.7%
その他の経費	280,746	57,407	61,311	3,904	231,813	82.6%
繰出金等	90,539	18,215	18,629	414	73,934	81.7%
事業費	190,207	39,192	42,682	3,490	157,879	83.0%
経常事業費等	156,364	31,514	34,851	3,337	134,461	86.0%
政策的事業費	33,843	7,678	7,831	153	23,418	69.2%
歳入－歳出 (=▲収支不足額)	▲ 7,478	▲ 2,415	0		0	

<歳入>

◇歳入については、計画額よりも98億3千万円の増となりました。

市税では、給与所得の増加に伴う個人市民税の増加などにより、30億5千万円の増となりました。譲与税・交付金等では、国の2025年度地方財政計画における見通しに基づき、地方交付税が19億9千万円、地方消費税交付金が16億4千万円の増額となりました。その他の収入では、臨時財政対策債が32億3千万円の減額となりました。

また、基金繰入金において、財政調整基金繰入金が30億円の増となりました。

<歳出>

◇歳出については、計画額よりも74億1千万円の増額となりました。

政策的事業は概ね計画額と同程度の予算額である一方、経常事業費、人件費、扶助費は、賃金上昇や物価高騰などの影響により計画額を1割程度上回りました。

また、繰出金では、国民健康保険事業会計について医療費の伸びの影響で計画額を上回る一方、介護保険事業会計について実績を踏まえた給付見込みにより計画額を下回りました。

4 町田市5ヵ年計画 22-26 の 2025 年度重点事業（事業費ベース）

町田市5ヵ年計画22-26の2025年度重点事業（事業費ベース）



○政策1：赤ちゃんに選ばれるまちになる・・・・・・・・・・15億5,728万円

地域における子育て支援の充実／送迎保育による多様な保育サービスの推進／病児・病後児保育の充実／保育の質の向上／教育・保育施設の整備

○政策2：未来を生きる力を育み合うまちになる・・・・・・・・・・54億5,956万円

子どもの参画の推進／子どもクラブの整備／えいごのまちだの推進／ICT教育の充実／新たな学校づくりの推進／中学校給食センターの整備／小学校施設の整備／中学校施設の整備

○政策3：自分らしい場所・時間を持てるまちになる・・・・・・・・・・9,613万円

働きやすいまちづくりの推進／シティプロモーションの推進／シティセールスの推進／町田薬師池公園四季彩の杜魅力向上の推進／里山環境の活用と保全

○政策4：いくつになっても自分の楽しみが見つかるまちになる・・・・・・・・・・3億4,092万円

野津田公園スポーツの森の整備／スポーツをする場の環境整備／地域スポーツ環境の充実／ワタシが主役の図書館づくりの推進／新たな図書館様式の推進

○政策5：人生の豊かさを実感できるまちになる・・・・・・・・・・1億5,232万円

地域介護予防活動支援／認知症の人やその家族の居場所づくり／介護人材の確保・育成・定着

○政策6：つながりを力にするまちになる・・・・・・・・・・10億9,411万円

地域活動団体支援／町田市地域ホッとプランの推進／地球温暖化対策の推進／循環型施設の整備／プラスチックごみの減量の推進

○政策7：ありのまま自分を表現できるまちになる・・・・・・・・・・7,769万円

性の多様性への理解／障がい者差別解消推進／成年後見制度の利用支援

○政策8：思わず出歩きたくなるまちになる・・・・・・・・・・97億7,114万円

町田駅周辺地区のまちづくりの推進／中心市街地の賑わい空間の創出／鶴川駅周辺のまちづくりの推進／相原駅周辺のまちづくりの推進／忠生・北部丘陵地区のまちづくりの推進／木曽山崎地区のまちづくりの推進／小山田蓮田緑地の整備／芹ヶ谷公園芸術の杜の推進

○政策9：みんなが安心できる強いまちになる・・・・・・・・・・5億1,764万円

自主防災リーダーの育成／避難行動要支援者の避難支援体制整備／地震対策（雨水管・下水道処理施設）／無電柱化の推進／交通安全ミーティングの推進／道路安全設備の緊急更新

5 2025年度予算において重点的に取り組む事業

2025 年度予算において重点的に取り組む事業

新規 全部もしくは一部が新たに実施する事業

拡充 事業の内容を拡充し行う事業

まちだの子どもたちのために ～ここでの成長がカタチになるまち～

子どもにやさしいまちづくり事業

1,139 万円

「子どもにやさしいまち」の実現に向け、まちだ若者大作戦をはじめとする子どもの参画を推進します。また、「子どもにやさしいまち」チェックリストにより市の子ども施策を評価し、子どもにやさしいまちづくりを推進するための改善策に取り組みます。

（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業 3 億 4,178 万円

2030 年度の開設を目指して、（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設の基本設計を進めます。また、新施設の開設に先駆けて、2025 年 6 月に、子ども家庭支援課、都立児童相談所及び教育センターを仮施設へ移転し、子ども・子育てに関する相談体制を拡充します。

子どもクラブ整備事業

3 億 1,673 万円

2026 年 3 月の開館に向けて、（仮称）成瀬子どもクラブを整備します。また、2028 年度の開館を目指して、（仮称）金井・薬師子どもクラブの基本・実施設計に着手します。

拡充 待機児童解消対策事業

4 億 2,251 万円

待機児童解消のため、認可保育所 1 園の整備及び既存保育施設の空き定員等を活用した 1 歳児の受入事業等を実施します。

拡充 未就園児預かり推進事業

2 億 2,592 万円

2026 年度からの「乳児等通園支援事業」の本格実施を見据え、実施園を 3 園から 11 園に拡充し、市内 5 地域で事業を実施します。

拡充 学校給食費無償化事業

19 億 624 万円

東京都の補助事業拡充を受け、小中学校給食費無償化を継続します。

中学校給食センター整備事業

27 億 6,787 万円

南エリアに給食センターを完成させ、市内全エリアで中学校全員給食を実施します。

拡充 新たな学校づくり推進事業

12 億 7,796 万円

「第 1 期本町田地区等」の学校統合・単独建替えに向けた設計・工事等を進めます。また、「第 2 期小山田地区等」について、学校統合・建替えに向けた意見交換会や検討を進めます。

まちだでちょうどいい暮らし ～わたしの“ココチよさ”がかなうまち～

町田市中心市街地まちづくり推進事業

2 億 6,871 万円

町田市の中心市街地全体の発展につなげるため、町田駅周辺の開発に向けた準備（新バスセンターやペDESTリアンデッキ、森野住宅周辺地区内外を繋ぐ道路等の検討）を進めます。また、JR 町田駅南口地区は再開発に向けた協議を進め、原町田大通りは拡幅した歩道等を活用し、憩いとにぎわいを生み出します。

相原駅周辺街づくり事業

7 億 920 万円

東口駅前街区の再編整備に向け検討を進めます。また、東口駅前広場の設計等を行い、東口へのアクセス路の整備を進めます。西口地区では、地区の将来イメージや土地利用の方向性等の検討を進めます。

鶴川駅周辺街づくり事業

44 億 5,318 万円

北口広場、南北自由通路、南口アクセス道路の整備工事等を行います。また、鶴川駅南土地区画整理事業では、建物等移転、整備工事を行います。

多摩都市モノレールまちづくり推進事業

6,991 万円

木曽山崎団地地区では、モノレール延伸を見据えてまちづくり構想を改定します。忠生・北部エリアでは、みどり活用官民連携組織の運営支援を行います。

小田急多摩線延伸事業

3,080 万円

延伸の早期実現を目指して、相模原市と共同で必要な調査検討等を実施します。

（仮称）町田木曽山崎パラアリーナ整備・運営事業

1,488 万円

（仮称）町田木曽山崎パラアリーナの整備に向け、PFI 事業者を公募・選定し、基本協定・本契約を締結します。

野津田公園スポーツの森整備事業

1 億 9,503 万円

スタジアムへのアクセス性向上の為、イベント時の大型バス発着場とする南側入口巡回広場整備や広場へのアクセス道路の拡幅工事を 2026 年 2 月の使用開始に向けて実施します。また、スケートパークの実施設計に着手します。

（仮称）境川金森調節池上部公園整備事業

4,464 万円

2028 年度供用開始に向けて、（仮称）境川金森調節池上部公園の実施設計を進めます。

小山田蓮田緑地整備事業

3 億 4,867 万円

2025 年 7 月の開園に向けて、小山田蓮田緑地を整備します。

芹ヶ谷公園“芸術の杜”推進事業

13 億 5,388 万円

「芹ヶ谷公園“芸術の杜”」の実現に向け、（仮称）国際工芸美術館や公園エレベーター棟等の整備を進めます。

(仮称) 大戸広場整備事業**1 億 4,228 万円**

2028 年度の開園を目指して、(仮称) 大戸広場の用地取得を進め、整備に係る実施設計に着手します。

都市計画道路等築造事業**20 億 4,484 万円**

円滑に移動できる道路網を実現するため、道路網の基幹である都市計画道路等の整備を進めます。

まちだで人と人、人とまちがつながる ～誰もがホッとできるまち～**拡充 地域における福祉の困りごと相談支援体制強化事業 1 億 2,564 万円**

福祉の困りごとを抱えている方を適切な支援機関につなげ、支援を迅速に行うために「まちだ福祉〇ごとサポートセンター」を市内全域で実施します。

拡充 避難行動要支援者避難支援体制整備事業 1,088 万円

市内全域で、地域におけるハザードの状況や対象者の心身の状況を基に設定した計画作成の優先度が高い方から、個別避難計画を作成します。

新規 高齢者間こえのコミュニケーション支援事業 945 万円

難聴高齢者の自立支援や介護予防の取組みとして、加齢性難聴の早期受診を促すための啓発や、補聴器の適切な利用をすすめるための購入費助成等を実施します。

新規 人間ドック補助事業 1,062 万円

成人健康診査未受診者のうち、町田市国民健康保険および東京都後期高齢者医療制度加入者を対象に、人間ドック受診費用の一部補助を実施します。

循環型施設整備事業 9 億 946 万円

「町田市資源循環型施設整備基本計画」に基づき、資源ごみ処理施設の整備事業を推進します。

新規 容器包装プラスチック分別収集・資源化啓発事業 2,423 万円

2026 年 4 月からの市内全域での容器包装プラスチック分別収集開始に向けて、分別協力率向上のための周知啓発を実施します。

新規 住まいの防犯対策補助事業 1 億 683 万円

住まいの防犯対策を支援するため、不審者の侵入や強盗対策に有効な、防犯カメラやモニター付きインターホン等の購入に係る費用を補助します。

まちづくりを支える行政経営 ～みんなの“なりたい”がかなうまち～

デジタル化推進事業

5 億 5,373 万円

行政手続のオンライン化、介護保険事業の DX、システムの標準化など、デジタル技術を活用した DX 推進により、市民の利便性向上と市役所の生産性向上を図ります。

地域コミュニティに関する共同研究事業

800 万円

町田市が直面している地域福祉や地域防災等の諸問題に対し、教育・研究機関との共同研究による事例分析を通じて課題を分析し、今後の地域コミュニティに関する政策形成に活用します。

公共施設等マネジメント事業

2,512 万円

「町田市公共施設等総合管理計画」と「町田市公共施設再編計画」の同時改定（2027 年 3 月予定）や、町田第三小学校跡地の活用に向けた検討等を行います。

公共施設等維持保全事業

48 億 5,276 万円

市有建築物や学校施設、公園、道路・橋梁など、公共施設の安全性の確保と財政負担の平準化を図るため、計画的に施設の長寿寿命化工事を行います。

新規 戸籍法改正に伴う氏名の振り仮名追加事業

1 億 6,292 万円

2025 年 5 月から戸籍に氏名の振り仮名が記載されることに伴い、町田市に本籍がある方に対し、戸籍に記載する予定の振り仮名を通知し、届出の受付等を行います。

議案概要

議案名	第 1 5 号議案 町田市外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 包括外部監査を実施する時期を改めるため、所要の改正をするものです。 【議案の内容】 ○ 包括外部監査を実施する時期を、毎年度から 2 年度に 1 回に改めます。 ○ 監査の効果をさらに高めるため、監査の翌年度は、全庁横断的な改善に取り組むこととし、監査と改善のサイクルを確立します。 ○ 2025 年度と 2026 年度の 2 年間で、全庁横断的な改善に向けた仕組みを構築し、これまでに実施した監査の結果について、点検と改善を行います。そのため、次に包括外部監査を実施する年度は、2027 年度とします。 ○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。 【関係法令】 ○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36（包括外部監査契約の締結）			
問合せ先	政策経営部 経営改革室課長 谷	電話	724-2503

議案概要

議案名	第 16 号議案 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。 【議案の内容】 ○ 育児を行う職員の時間外勤務を免除する場合の子どもの範囲を、3 歳未満の子から小学校就学前の子に拡大します。 ○ 育児を行う職員が、子どもの病気やけがの看護等に加えて、入学式などの行事参加や感染症に伴う学級閉鎖時も休暇を取得できるようにするため、「子どもの看護休暇」の名称を、「子どもの看護等休暇」に改めます。 ○ 仕事と介護の両立支援制度を十分活用できないまま、介護離職に至ることを防止するため、任命権者が次の措置を講じなければならないこととします。 ・職員が家族の介護に直面した旨を申し出た時に、仕事と介護の両立支援制度について個別の周知・意向確認をすること ・職員への研修の実施、相談体制の整備等の勤務環境の整備をすること ○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。 【関係法令】 ○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）			
問合せ先	総務部 職員課長 伊藤	電話	724-2199

議案概要

議案名	第 1 7 号議案 町田市市税条例及び町田市個人番号及び特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例															
【議案提出の目的】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称：マイナンバー法）の改正に伴い、関係する規定を整理するため、2 本の条例を一括し、所要の改正をするものです。																
【議案の内容】 ○ マイナンバー法の項番号が変更となることに伴い、引用する項番号を改めます。																
<table><tr><th>条例名</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>町田市市税条例</td><td>第 2 条第 15 項</td><td>第 2 条第 16 項</td></tr><tr><td rowspan="3">町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例</td><td>第 2 条第 8 項</td><td>第 2 条第 9 項</td></tr><tr><td>第 2 条第 12 項</td><td>第 2 条第 13 項</td></tr><tr><td>第 2 条第 14 項</td><td>第 2 条第 15 項</td></tr></table>				条例名	改正前	改正後	町田市市税条例	第 2 条第 15 項	第 2 条第 16 項	町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例	第 2 条第 8 項	第 2 条第 9 項	第 2 条第 12 項	第 2 条第 13 項	第 2 条第 14 項	第 2 条第 15 項
条例名	改正前	改正後														
町田市市税条例	第 2 条第 15 項	第 2 条第 16 項														
町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例	第 2 条第 8 項	第 2 条第 9 項														
	第 2 条第 12 項	第 2 条第 13 項														
	第 2 条第 14 項	第 2 条第 15 項														
○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。																
【関係法令】 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）																
問合せ先	総務部 市政情報課長 坂上	電話	724-8407													

議案概要

議案名		第 1 8 号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例							
【議案提出の目的】									
建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。									
【議案の内容】									
○ 建築基準法の改正									
木造 2 階建て 500 m ² 以下の小規模建築物等は、建築確認審査の一部が省略できる特例規定が設けられていましたが、建築基準法の改正により特例の対象外となり、構造等の安全性審査に係る事務が増加するため、手数料を改めるものです。									
・ 木造 2 階建て住宅 100 m ² ～200 m ² の例									
<table><tr><th>改正前</th></tr><tr><td>建築確認申請手数料 14,000円</td></tr><tr><td>完了検査手数料 16,000円</td></tr></table>		改正前	建築確認申請手数料 14,000円	完了検査手数料 16,000円	<table><tr><th>改正後</th></tr><tr><td>建築確認申請手数料 21,000円</td></tr><tr><td>完了検査手数料 25,000円</td></tr></table>		改正後	建築確認申請手数料 21,000円	完了検査手数料 25,000円
改正前									
建築確認申請手数料 14,000円									
完了検査手数料 16,000円									
改正後									
建築確認申請手数料 21,000円									
完了検査手数料 25,000円									
○ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正									
省エネ基準への適合義務は、住宅以外の建築物でかつ 300 m ² 以上のものに限定されていましたが、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正により、原則すべての建築物に義務付けられます。									
新たに義務となる建築物の適合性判定に関する手数料を新設するものです。									
・ 戸建て住宅 200 m ² 未満の例									
<table><tr><th>改正前</th></tr><tr><td>手数料なし</td></tr></table>		改正前	手数料なし	<table><tr><th>改正後</th></tr><tr><td>1件につき 20,700円 (省エネ基準に適合した適合証※がある 場合 1件につき 5,800円)</td></tr></table>		改正後	1件につき 20,700円 (省エネ基準に適合した適合証※がある 場合 1件につき 5,800円)		
改正前									
手数料なし									
改正後									
1件につき 20,700円 (省エネ基準に適合した適合証※がある 場合 1件につき 5,800円)									
※「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」が省エネ性能等の基準に適合しているかの技術的審査を行い発行する証明書です。									
○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。									
【関係法令】									
○ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）									
○ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）									
問合せ先	都市づくり部 建築開発審査課長 位田	電話	724-4273						

議案概要

議案名	第 19 号議案 町田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 長期継続契約を締結することができる契約の範囲を拡大するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 次の契約について、新たに長期継続契約ができる対象に加えます。 ・市が所有する OA 機器、事務用機器、車両等の保守、維持管理に関する契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的なもの ・病院や保育園などの給食の調理又は配送に関する契約 ○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。			
【関係法令】 ○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3（長期継続契約） ○ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17（長期継続契約を締結することができる契約）			
【補足説明】 ○ 長期継続契約とは、地方自治法第 234 条の 3 に基づき、債務負担行為として予算を定めることなく、複数年度にわたり締結をすることができる契約をいいます。電気、ガス、水の供給や不動産を借りる契約等に加え、条例で定める契約について締結することができます。 ○ 現在、町田市では本条例に基づき、庁舎清掃業務、施設警備業務、OA 機器等の借り入れ等の長期継続契約を締結しています。 ○ 今回改正を行う保守、維持管理契約については、現行の規定では、長期継続契約を締結できるのは、OA 機器等の借り入れに伴う場合に限定しており、購入した OA 機器等を対象にする場合はできません。今後は、購入により市が所有する場合の保守等についても、複数年度の契約が商慣習上一般的であるものは長期継続契約の対象とし、事務の効率化を図ります。 ○ また、給食に関する契約は、現行の規定では、学校における給食のみ長期継続契約ができますが、病院や保育園なども同様に対象とします。 ○ 本条例は、条例の一斉点検を行った結果、見直しが必要と判断し改正を行うものです。			
問合せ先	財務部 契約課長 佐々木	電話	724-2523

議案概要

議案名	第 2 0 号議案 町田市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 スポーツ基本法に合わせ、委員委嘱に係る規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 2011 年のスポーツ基本法の改正により、市長が審議会の委員を委嘱するときに要していた、教育委員会からの意見聴取が不要となりました。 これに合わせ、教育委員会からの意見聴取に係る規定を削ります。 ○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。			
【関係法令】 ○ スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)			
【補足説明】 ○ 本条例は、条例の一斉点検を行った結果、見直しが必要と判断し改正を行うものです。			
問合せ先	文化スポーツ振興部	スポーツ振興課長 高梨	電話 724-4036

議案概要

議案名		第 2 1 号議案 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例			
【議案提出の目的】					
国民健康保険財政の健全化を図ることを目的として、第 6 期町田市国民健康保険事業財政改革計画に基づき、国民健康保険税の税率及び税額を改定するため、所要の改正をするものです。					
【議案の内容】					
○ 町田市国民健康保険運営協議会からの答申を受けて、国民健康保険税の税率及び税額を次のとおり改定します。					
＜改定前＞					
医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
6.61%	38,900 円	2.22%	12,900 円	2.00%	15,000 円
					
＜改定後＞					
医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
6.67%	39,300 円	2.25%	13,100 円	2.02%	15,100 円
+0.06pt	+400 円	+0.03pt	+200 円	+0.02pt	+100 円
[モデルケースにおける年税額]					
・ 3 人世帯の場合					
(夫 43 歳→前年中の所得*260 万円、妻 41 歳→所得なし、子ども→所得なし)					
＜改定前＞466,900 円 → ＜改定後＞471,800 円 (増額 4,900 円)					
※ 所得は収入から必要経費を控除した額です。					
○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。					
【関係法令】					
○ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 703 条の 4（国民健康保険税）					
問合せ先		いきいき生活部 保険年金課長 武藤		電話	724-4027

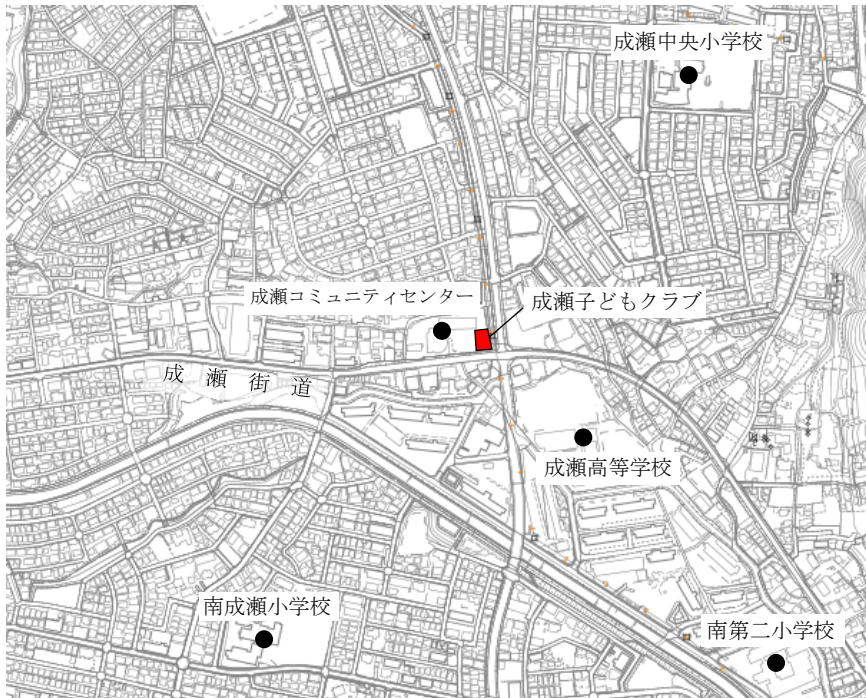
議案概要

議案名	第 2 2 号議案 町田市急患センター条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】			
休日応急歯科・障がい者歯科診療所の診療日を変更するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】			
○ 休日応急歯科・障がい者歯科診療所の診療日を次のとおり改めます。			
＜改正前＞			＜改正後＞
区分	診療日		診療日
休日応急歯科診療	<u>日曜日</u> ・祝日・年末年始		祝日・年末年始
障がい者歯科診療	水曜日・木曜日		水曜日・木曜日・ <u>金曜日</u>
○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。			
【補足説明】			
○ 休日応急歯科診療は、市内に日曜日に診療を行う歯科診療所が多数あるため、患者数が減少しています。			
○ 一方、障がい者歯科診療は、障がい者や要介護高齢者などを対象としており、受診希望者の増加に伴い、診療の予約が取りづらい状況となっています。			
○ このような状況を踏まえ、休日応急歯科・障がい者歯科診療所では 2024 年 4 月から、休日応急歯科診療は日曜日を休止し、障がい者歯科診療は金曜日を加え、週 3 回に増やして試行したところ、患者のニーズに適切に対応できているため、本条例により 2025 年度から正式に診療日を改めるものです。			
問合せ先	保健所 保健総務課長 中村	電話	724-4241

議案概要

議案名	第 2 3 号議案 町田市公衆浴場法施行条例及び町田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 国が定める公衆浴場における水質基準等に関する指針の改正に伴い、関係する規定を整備するため、2 本の条例を一括し、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 町田市公衆浴場法施行条例及び町田市旅館業法施行条例に定める浴槽水の水質基準のうち、1 ミリリットル当たりの「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めます。 ○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。			
【関係法令】 ○ 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号） ○ 公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）			
【補足説明】 ○ 市内の公衆浴場及び旅館業における浴槽水の水質基準は、保健所設置市が条例で定めるところとされており、本条例は、国が定める「公衆浴場における水質基準等に関する指針」を基に定めています。 ○ 今回改正する「大腸菌群」は、大腸菌の数を検査するための指標で、大腸菌のほか、土壌等に存在している自然由来の細菌も含むものです。検査技術の向上により、大腸菌のみを簡便に検出する測定方法が確立されたため、水質基準の指標を「大腸菌数」に改めるものです。			
問合せ先	保健所 生活衛生課長 有田	電話	722-7354

議案概要

議案名	第 2 4 号議案 町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 成瀬地区に子どもクラブを設置するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 新たに成瀬子どもクラブを設置します。 ・ 名称 成瀬子どもクラブ ・ 位置 町田市西成瀬二丁目 49 番 4 号			
			
○ 公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。			
【補足説明】 ○ 子どもクラブは、「新・町田市子どもマスタープラン（2015 年度～2024 年度）」に基づき、地域内の年少人口が多いにもかかわらず、施設総数が不足し子どもセンターの補完が不十分である地域に、子どもセンターを補完する施設として整備を進めています。 ○ 成瀬子どもクラブは、市内 8 館目の子どもクラブとして 2026 年 3 月に開館を予定しています。			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 菊地	電話	724-4097

議案概要

議案名	第 2 5 号議案 町田市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例				
【議案提出の目的】 児童福祉法に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、制定するものです。					
【議案の内容】 ○ 児童福祉法により乳児等通園支援事業（通称「こども誰でも通園制度」）が創設されることに伴い、内閣府令で定める基準に従い又は参酌し、本事業の設備及び運営に関する基準を定めます。					
項目	内容				
趣旨・定義	条例の趣旨や用語の定義等を定めます。				
乳児等通園支援事業者及び職員の責務	乳児等通園支援事業を行う事業者や従事する職員の責務等を定めます。				
実施方法	乳児等通園支援事業の実施方法を以下のとおり定めます。 ① 余裕活用型乳児等通園支援事業（保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等を行う事業所において、空き定員の範囲内で行う方法） ② 一般型乳児等通園支援事業（①以外の方法）				
設備及び人員配置基準	余裕活用型乳児等通園支援事業については、現状の保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の基準と同様とします。 一般型乳児等通園支援事業については、乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち半数以上を保育士とするなど、一般型一時預かり事業の基準と同様とします。				
○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。					
【関係法令】 ○ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) ○ 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）					
【補足説明】 ○ 国は、2023 年 12 月に策定した「こども未来戦略」により、保護者の就労等の要件を問わず、保育所等に通っていない 0 歳 6 か月から満 3 歳未満までの乳幼児が保育所等を柔軟に利用できる制度（こども誰でも通園制度）を開始することにしました。 ○ 2024 年 6 月には、児童福祉法及び子ども・子育て支援法が改正され、こども誰でも通園制度が乳児等通園支援事業として規定されました。2026 年度からはすべての自治体で、本制度を本格実施することとなります。 ○ 町田市では、乳児等通園支援事業の本格実施を見据え、2024 年度から本事業と同様の未就園児預かり推進事業を開始しており、2025 年度から児童福祉法に沿って実施します。					
問合せ先	子ども生活部	子育て推進課長	香月	電話	724-4467

議案概要

議案名	第26号議案 町田市あきかん・吸い殻等の散乱防止等に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 美化推進指導員の見直しに伴い、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 美化推進重点区域のあきかん、吸い殻のポイ捨てや、路等喫煙禁止区域内での路上喫煙など、条例の規定に違反した者に中止命令を行う主体である美化推進指導員を廃止し、市長が行うものとします。 ○ 2025年4月1日から施行します。			
【補足説明】 ○ 本条例は1999年に、あきかん、吸い殻のポイ捨てを防止することを目的に制定し、美化推進指導員はポイ捨ての指導、中止の命令を行う役割として規定しました。 ○ 2009年に本条例を改正し、上記に加えて、路上喫煙を防止するための規制等を定め、その指導、中止の命令も美化推進指導員の役割としました。 ○ 2018年度までは、元警察官の方を美化推進指導員に委嘱し、巡回等の業務を行っていましたが、2019年度からは、美化推進指導員は置かず、平日の通勤時間や土日の昼間の時間帯の巡回を強化するため、事業者に委託し、実施しています。 ○ これまでポイ捨て、路上喫煙などの行為があったときは、注意をすることでその行為を改めていただけており、実際に中止命令に至ったことはありません。本条例改正後は、中止命令を行う必要が生じたときは、巡回をする事業者と連携し、市の職員が対応を行います。 ○ 本条例は、条例の一斉点検を行った結果、見直しが必要と判断し改正を行うものです。			
問合せ先	環境資源部環境共生課長 田村	電話	724-4391

議案概要

議案名	第 2 7 号議案 町田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 道路占用料の額を改めるため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 町田市が管理する道路の占用料の額を改めます。			
[例]			
占用物件		単位	改正前
第 1 種電柱		1 本につき 1 年	1, 490 円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートルにつき 1 年	13 円
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件のうち、外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		長さ 1 メートルにつき 1 年	79 円
			改正後
			1, 620 円
			14 円
			86 円
○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。			
【関係法令】 ○ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 39 条（占用料の徴収）			
【補足説明】 ○ 道路法第 39 条において、道路管理者は道路の占用につき、占用料を徴収することができ、占用料の額は、道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとされています。 ○ 東京都は、固定資産税評価額や土地の賃料の水準の変動等を踏まえ、2024 年 4 月 1 日に東京都が管理する道路の占用料の額を見直しています。 ○ 町田市の道路占用料の額は、東京都の道路占用料の改定に合わせ、東京都と同額に改めます。			
問合せ先	道路部道路管理課 許認可・用地管理担当課長 家木		電話 724-1149

議案概要

議案名	第 2 8 号議案 町田市特定公共物管理条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 特定公共物の占用料の額を改めるため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 町田市が管理する水路や赤道などの特定公共物の占用料の額を改めます。			
[例（水路）]			
占用の内容		改正前	改正後
1 橋りょう（添架物を含む。）の設置を目的とするもの 2 河川、水路、橋りょう及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの		1, 125 円	1, 174 円
1 給排水等河川又は水路を直接に利用するための生活関連施設の設置を目的とするもの 2 出入口のための通路、橋りょうを原状のまま使用することを目的とするもの 3 出入口のための橋りょうの設置を目的とするもの		787 円	704 円
1 ガス若しくは電力の供給事業又は電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの 2 軌道事業又は鉄道事業のための軌道（橋りょうを含む。）の設置を目的とするもの		337 円	352 円
(単位は 1 平方メートルにつき 1 年)			
[例（赤道）]			
占用物件	単位	改正前	改正後
第 1 種電柱	1 本につき 1 年	1, 490 円	1, 620 円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	13 円	14 円
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件のうち、外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	79 円	86 円
○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。			
【関係法令】 ○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条（分担金等に関する規制及び罰則）			
【補足説明】 ○ 東京都は、固定資産税評価額や土地の賃料の水準の変動等を踏まえ、2024 年 4 月 1 日に東京都が管理する河川及び道路の占用料の額を見直しています。 ○ 町田市の特定公共物の占用料の額は、東京都の河川及び道路の占用料の改定に合わせ、東京都と同額に改めます。			
問合せ先	道路部道路管理課 許認可・用地管理担当課長 家木	電話	724-1149

議案概要

議案名	第 2 9 号議案 町田市立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（通称：バリアフリー法施行令）の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。 【議案の内容】 ○ バリアフリー法施行令の条番号が変更となることに伴い、引用する条番号を改めます。 （改正前）（改正後） 「第 21 条第 2 項第 1 号」→「第 22 条第 2 項第 1 号」 ○ 2025 年 6 月 1 日から施行します。 【関係法令】 ○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年法律第 379 号）			
問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 新	電話	724-4397

議案概要

議案名	第 3 0 号議案 町田市立学校設置条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 鶴川西地区における小学校の統合に伴い、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 鶴川第三小学校及び鶴川第四小学校を廃止し、現在の鶴川第三小学校の位置に「鶴川中央小学校」を開校します。 ○ 2026 年 4 月 1 日から施行します。			
【補足説明】 鶴川中央小学校は、2026 年 4 月に開校後、現在の鶴川第四小学校の位置に校舎を新設し、2029 年度に新校舎に移転します。			
鶴川第三小学校 鶴川第四小学校 統合 【名称】 鶴川中央小学校 【位置】 鶴川第三小学校の位置 鶴川第四小学校の位置 2026年度 2027年度 2028年度 2029年度～			
< 参考：今後の予定（第 1 期分） >			
○ 鶴川東地区 2029 年度に鶴川東小学校を開校後、現在の鶴川第二小学校の位置に校舎を新設し、2033 年度に新校舎に移転します。			
鶴川第二小学校 【名称】 鶴川東小学校 【位置】 鶴川第三小学校の位置 鶴川第二小学校の位置 2029年度 2030年度 2031年度 2032年度 2033年度～			
○ 本町田ひなた小学校 2028 年度に町田第三小学校を統合し、現在の本町田東小学校の位置に新設する校舎に移転します。			
本町田小学校 本町田東小学校 統合 【名称】 本町田ひなた小学校 【位置】 本町田小学校の位置 本町田東小学校の位置 2025年度 2026年度 2027年度 2028年度～ 町田第三小学校 統合			
○ 成瀬小学校 2028 年度に、現在の南第二小学校の位置に新設する校舎に移転します。			
南第二小学校 南成瀬小学校 統合 【名称】 成瀬小学校 【位置】 南成瀬小学校の位置 南第二小学校の位置 2025年度 2026年度 2027年度 2028年度～			
○ 南第一小学校 2027 年度から校舎の建替えを行い、2030 年度に新校舎に移転します。			
南第一小学校 【位置】 南中学校の位置 南第一小学校の位置 2027年度 2028年度 2029年度 2030年度～			
問合せ先	学校教育部 学務課長 高野		電話 724-2176

議案概要

議案名	第 3 1 号議案 町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例
-----	------------------------------------

【議案提出の目的】

鶴川西地区における小学校の統合に合わせて、学童保育クラブの名称と位置を変更するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 鶴川第三小学校及び鶴川第四小学校内の学童保育クラブを廃止し、2026 年 4 月に開校する鶴川中央小学校内に、鶴川中央学童保育クラブを設置します。

改正前		改正後
鶴川学童保育クラブ（鶴川第三小内）	統合	鶴川中央学童保育クラブ （鶴川中央小内）
鶴川第四学童保育クラブ（鶴川第四小内）		

- 2026 年 4 月 1 日から施行します。

【補足説明】

鶴川中央学童保育クラブは、2029 年度に現在の鶴川第四小学校の位置に移転します。

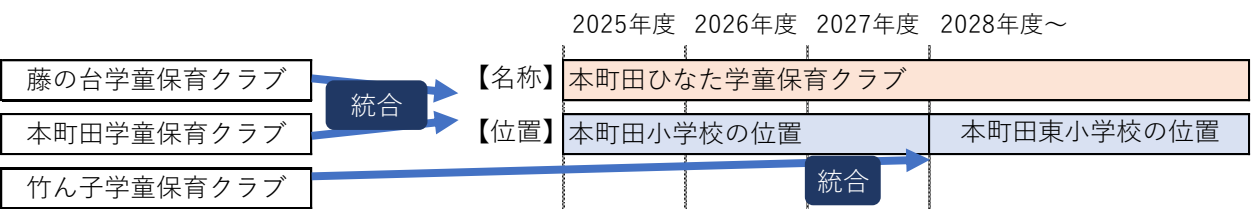


<参考：今後の予定>

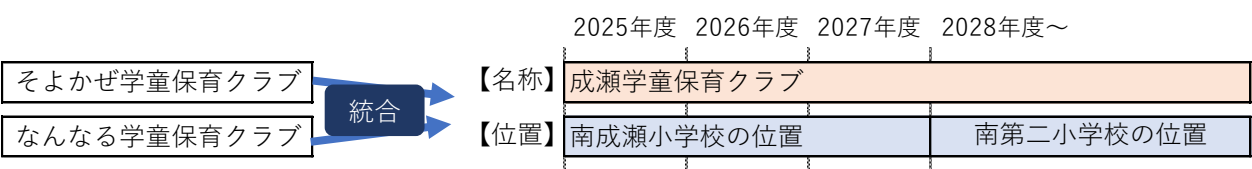
- 鶴川東地区 2029 年度に鶴川東学童保育クラブを設置し、2033 年度に現在の鶴川第二小学校の位置に移転します。



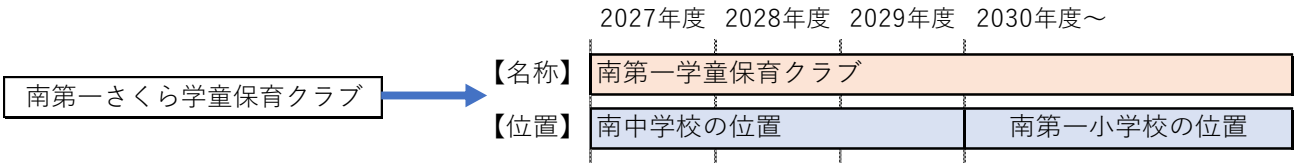
- 本町田ひなた学童保育クラブ 2028 年度に町田第三小学校内の竹ん子学童保育クラブを統合し、現在の本町田東小学校の位置に移転します。



- 成瀬学童保育クラブ 2028 年度に現在の南第二小学校の位置に移転します。



- 南第一さくら学童保育クラブ 2027 年度に南第一さくら学童保育クラブの名称を「南第一学童保育クラブ」とし、南中学校の位置に移転後、2030 年度に南第一小学校の位置に移転します。



問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 菊地	電話	725-2182
------	-------------------	----	----------

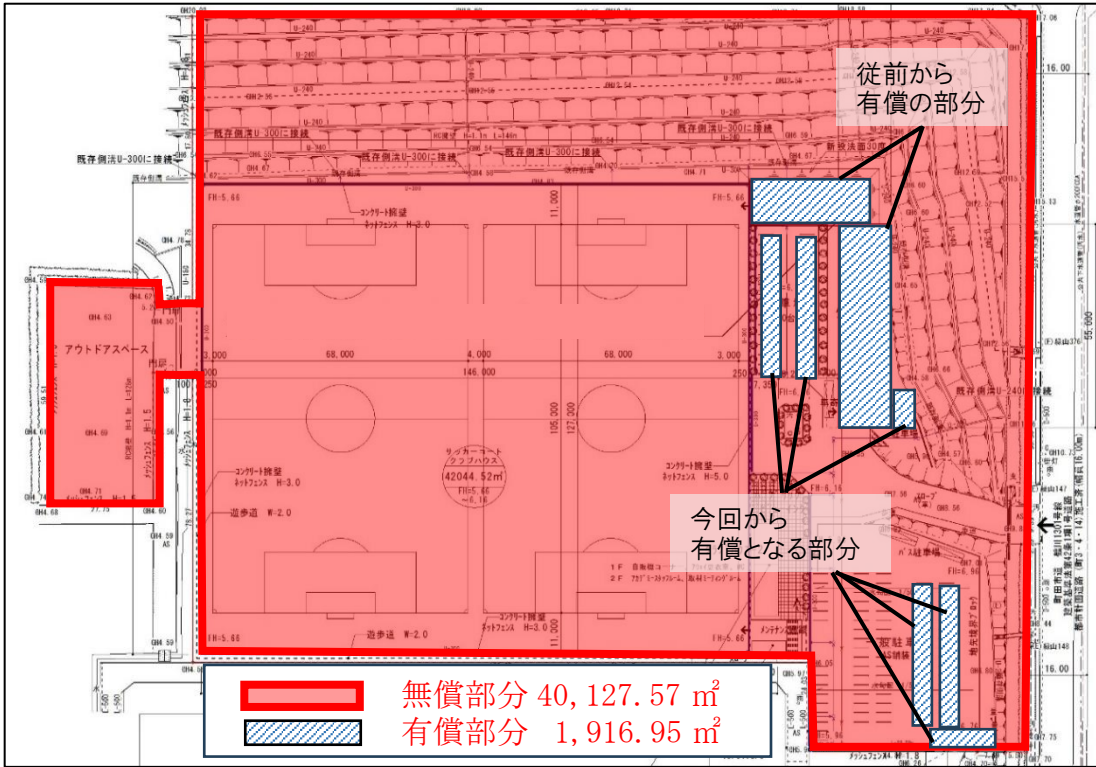
議案概要

議案名	第 3 2 号議案 町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 栄養士法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。 【議案の内容】 ○ 協議会の委員のうち「栄養士又は調理員」を「管理栄養士、栄養士又は調理員」に改めます。 ○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。 【関係法令】 ○ 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第 2 条 【補足説明】 ○ 現在、管理栄養士の資格を取得するには栄養士の免許が必要であるため、委員のうち栄養士については、管理栄養士も栄養士も任命することができます。 ○ 栄養士法の改正により、2025 年 4 月 1 日から、栄養士の免許がない場合も管理栄養士の資格を取得することが可能になることから、引き続き、管理栄養士が本協議会の委員になれるようにするため、改正するものです。 ○ 栄養士と管理栄養士は、どちらも栄養の指導を行いますが、栄養士は主に健康な人を対象とする一方、管理栄養士は健康な人だけでなく、傷病者や高齢で食事がとりづらくなっている人等、特別な配慮が必要となる人も対象とします。			
問合せ先	学校教育部 保健給食課長 林	電話	724-2177

議案概要

議案名	第 3 3 号議案 町田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 町田市民病院の診療科目を追加するため、所要の改正をするものです。 【議案の内容】 ○ 診療科目に、緩和ケア科を新設します。 ○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。			
問合せ先	市民病院 総務課長 佐藤	電話	722-2230

議案概要

議案名	第 3 4 号議案 土地の無償貸付について		
【議案提出の目的】			
株式会社ゼルビアに対し、継続して鶴見川クリーンセンター用地の一部を無償で貸し付けるものです。			
【議案の内容】			
○ 貸付相手方	東京都町田市三輪緑山一丁目 1 番地 株式会社ゼルビア 代表取締役社長兼 CEO 藤田 晋		
○ 貸付期間	2025 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの 5 年間		
○ 貸付財産	・所在地 町田市三輪緑山一丁目 1 番 ・面積 201,128.61 m ² のうち 40,127.57 m ² ・貸付価格 無償		
○ 無償にて貸し付ける理由	貸し付ける土地は、町田市 5 ヶ年計画 22-26 の継続重点事業である「スポーツをする場の環境整備」実現のため、グラウンドやアウトドアスペース・周辺散策路等を共用区分として市民開放を行い、これまで市民が無料で利用しております。引き続き市民のスポーツをする場の確保及び地域のスポーツ環境を充実するために必要な土地として、40,127.57 m ² を無償で貸し付けます。 なお、株式会社ゼルビアが専用で使用しているクラブハウスや倉庫・駐車場等につきましては、別途、有償にて貸し付けます。有償部分については、現況に併せて面積の見直しを行い、従前の貸付時よりも有償部分の面積を拡大します。（1,156.01 m ² ⇒1,916.95 m ² ）		
			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号（財産の貸付）			
問合せ先	文化スポーツ振興部	スポーツ振興課長 高梨	電話 724-4036

議案概要

議案名	第 3 5 号議案 市道路線の認定について		
【議案提出の目的】 開発行為に伴い築造された道路、私道移管事業に伴い移管された道路、道路整備事業に伴い整備予定の道路及び路線認定の要件を満たした認定外道路を市道として認定するものです。			
【議案の内容】 ○ 町田 935 号線その他の合計 18 路線 総延長 1,114mを市道として認定します。			
【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項（市道路線の認定）			
議案名	第 3 6 号議案 市道路線の廃止について		
【議案提出の目的】 道路として機能のない路線を廃止するものです。			
【議案の内容】 ○ 南 537 号線その他の合計 4 路線 総延長 345mの市道を廃止します。			
【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項（市道路線の廃止）			
問合せ先	道路部 道路管理課 許認可・用地管理担当課長 家木	電話	724-1154

議案概要

議案名	第 3 7 号議案 原町田一丁目駐車場及び原町田一丁目第 2 駐車場の指定管理者の指定について																										
【議案提出の目的】																											
原町田一丁目駐車場及び原町田一丁目第 2 駐車場を管理する指定管理者を指定するものです。																											
【議案の内容】																											
○ 指定管理者候補者																											
(指定管理者名) タイムズ 24 株式会社共同事業体																											
(代表団体) タイムズ 24 株式会社 代表取締役 西川 光一																											
東京都品川区西五反田二丁目 20 番 4 号																											
(その他の構成団体) タイムズサービス株式会社																											
○ 公の施設の概要																											
<table><tr><td>名 称</td><td>原町田一丁目駐車場</td><td>原町田一丁目第 2 駐車場</td></tr><tr><td>所 在 地</td><td>町田市原町田一丁目 6 番 21 号</td><td>町田市原町田一丁目 7 番 6 号</td></tr><tr><td>供用開始年月日</td><td>1980 年 4 月 1 日</td><td>2006 年 12 月 8 日</td></tr><tr><td>構 造</td><td>鉄骨造地上 3 階 4 層 (自走式)</td><td>屋外平置き式</td></tr><tr><td>延床面積</td><td>6, 989. 33 m²</td><td>－</td></tr><tr><td>敷地面積</td><td>2, 383. 37 m²</td><td>1, 170. 47 m²</td></tr><tr><td>収容台数</td><td>250 台</td><td>36 台</td></tr><tr><td>駐 車 可 能 サ イ ズ</td><td>長さ 4. 9m以下、幅 1. 8m以下 高さ 2. 0m以下</td><td>長さ 4. 9m以下、幅 1. 8m以下</td></tr></table>				名 称	原町田一丁目駐車場	原町田一丁目第 2 駐車場	所 在 地	町田市原町田一丁目 6 番 21 号	町田市原町田一丁目 7 番 6 号	供用開始年月日	1980 年 4 月 1 日	2006 年 12 月 8 日	構 造	鉄骨造地上 3 階 4 層 (自走式)	屋外平置き式	延床面積	6, 989. 33 m ²	－	敷地面積	2, 383. 37 m ²	1, 170. 47 m ²	収容台数	250 台	36 台	駐 車 可 能 サ イ ズ	長さ 4. 9m以下、幅 1. 8m以下 高さ 2. 0m以下	長さ 4. 9m以下、幅 1. 8m以下
名 称	原町田一丁目駐車場	原町田一丁目第 2 駐車場																									
所 在 地	町田市原町田一丁目 6 番 21 号	町田市原町田一丁目 7 番 6 号																									
供用開始年月日	1980 年 4 月 1 日	2006 年 12 月 8 日																									
構 造	鉄骨造地上 3 階 4 層 (自走式)	屋外平置き式																									
延床面積	6, 989. 33 m ²	－																									
敷地面積	2, 383. 37 m ²	1, 170. 47 m ²																									
収容台数	250 台	36 台																									
駐 車 可 能 サ イ ズ	長さ 4. 9m以下、幅 1. 8m以下 高さ 2. 0m以下	長さ 4. 9m以下、幅 1. 8m以下																									
○ 指定管理者が行う主な業務																											
・駐車場の利用の承認等に関すること。																											
・駐車場に駐車する自動車の管理に関すること。																											
・駐車場の施設及び設備の維持管理に関すること。																											
○ 指定の期間																											
2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの 1 年間																											
第 2 駐車場は、2025 年 4 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの 9 か月間																											
【議案の法的根拠】																											
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)																											
○ 町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例第 8 条第 3 項 (指定管理者の指定等)																											
問合せ先	経済観光部 産業政策課長 村上	電話	724-3296																								

議案概要

議案名	第 3 8 号議案 指定金融機関の指定について		
【議案提出の目的】 2025 年 7 月 1 日から新たに市の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせるための指定金融機関の指定を行うものです。 【議案の内容】 ○ 指定金融機関 ・ 株式会社 横浜銀行 ○ 指定期間 ・ 2025 年 7 月 1 日から 2027 年 6 月 30 日まで ※ 現在の指定金融機関である株式会社きらぼし銀行との契約は 2025 年 6 月 30 日をもって満了となります。 【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 235 条第 2 項（金融機関の指定） ○ 地方自治法施行令第 168 条第 2 項（指定金融機関等） 【過去の実績】 ○ 2003 年 7 月から次の 2 行により 2 年ごとに輪番 ・ 八千代銀行（現きらぼし銀行） ・ 横浜銀行			
問合せ先	会計課長 神谷	電話	724-2196

議案概要

議案名	第 3 9 号議案 権利の放棄について														
【議案提出の目的】 市が有する未収債権のうち、債務者の破産により請求権を行使できないものについて、権利の放棄をするものです。															
【議案の内容】 ○ 2024 年 1 月から 12 月までの間に、債務者の破産により債権請求権を行使できない事実が判明した 9 件の未収債権計 2,351,615 円について、権利の放棄をするものです。															
＜内訳＞															
<table><tr><td>債権名</td><td>債権数</td><td>債権額</td></tr><tr><td>生活保護費戻入金</td><td>8 件</td><td>478,335 円</td></tr><tr><td>児童扶養手当返還金</td><td>1 件</td><td>1,873,280 円</td></tr><tr><td>計</td><td>9 件</td><td>2,351,615 円</td></tr></table>				債権名	債権数	債権額	生活保護費戻入金	8 件	478,335 円	児童扶養手当返還金	1 件	1,873,280 円	計	9 件	2,351,615 円
債権名	債権数	債権額													
生活保護費戻入金	8 件	478,335 円													
児童扶養手当返還金	1 件	1,873,280 円													
計	9 件	2,351,615 円													
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号（権利の放棄）															

議案概要

議案名	第 4 0 号議案 町田市表彰条例に基づく一般表彰の同意方について		
【議案提出の目的】			
2025 年一般表彰の対象者について、議会の同意を求めるものです。			
【議案の内容】			
○ 市民または町田市に関係のある個人もしくは団体で、市政の振興、公共の福祉の増進、文化の向上など多年にわたり尽力し、またはこれらに関する公務に協力し、その業績が顕著な方々を表彰するものです。			
○ 今回の一般表彰の該当者は、個人 94 名、団体 8 組、合計 102 件です。			
＜該当者内訳＞			
	個人	団体	計
納税意識の高揚及び納税事務の円滑化に尽力	2		2
産業経済の発展に尽力	2		2
企業の振興・発展に尽力	1		1
保健衛生事業に尽力	2		2
市立学校の児童生徒の健康管理及び保健指導に尽力	11		11
民生委員・児童委員・社会福祉委員として地域福祉活動に尽力	6		6
手話通訳者として地域福祉活動に尽力	2		2
障がい児スポーツ教室指導員として障がい児スポーツの普及推進に尽力	9		9
消防団員として災害防止活動に尽力	5		5
自主防災組織として地域の防災活動に尽力		7	7
防犯協会役員として防犯事業に尽力	1		1
交通安全協会役員として交通安全活動に尽力	20		20
地域自治の振興に尽力	3		3
青少年の健全育成活動に尽力	3		3
体育の振興に尽力	8		8
文化芸術の振興に尽力	11	1	12
保護司として住民の福祉向上に尽力	1		1
明るい選挙推進委員として選挙の啓発活動に尽力	3		3
市の環境行政の発展に尽力	1		1
市の公益のために寄附	3		3
計	94	8	102
【議案の法的根拠】			
○ 町田市表彰条例第 3 条			
問合せ先	政策経営部 秘書課長 岡	電話	724-2100



この冊子は、250部作成し、1部あたりの単価は303円です（職員人件費を含みます）。